

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2837号から第2936号まで)

令和4年4月26日

令和4年4月26日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

別表2の「諮問に係る文書番号」欄記載の文書番号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「行政文書の開示請求の事務処理について（依頼）（平成28年度市市情第913号）」ほかの開示決定、一部開示決定及び非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

別表1の開示請求は、いずれも権利の濫用に該当すると判断されるものであるから、これに対し、横浜市長が、権利の濫用に該当するとして非開示とした決定は妥当であり、また、「決定通知書記載の行政文書」を開示とした決定、一部開示とした決定及び非開示とした決定は、いずれも取り消すべきものとは認められない。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表1(1)の「開示請求書記載の行政文書」欄記載の行政文書（以下「本件審査請求文書1」という。）の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った非開示決定及び別表1(2)の「開示請求書記載の行政文書」欄記載の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求2」という。本件開示請求1及び本件開示請求2を総称して、以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が「決定通知書記載の行政文書」欄記載の行政文書（以下「本件審査請求文書2」という。）を特定し、「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った開示、一部開示又は非開示決定（別表1(1)及び(2)に係る各決定を、以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

(1) 本件開示請求1について

本件開示請求1については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第5条第2項に規定する権利の濫用に該当するため、同条第3項の規定に基づき非開示としたものであり、その理由は、次のように整理、要約される。

ア 平成31年4月以降、審査請求人は、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書について、立て続けに開示請求及び本人開示請求（以下「開示請求等」という。）を行うようになった（令和元年10月25日時点で74件）。

イ これらの審査請求人からの一連の開示請求等（以下「審査請求人の一連の開示請求等」という。）では、下記のとおり不適正な行為が見られる。

(ア) 郵送を希望する開示請求等は少なくとも30件あり、決定通知書に納付書を同封して郵送したが、1件を除き納付がなされておらず、写しの交付が行えていない。

(イ) 閲覧を希望する開示請求等は少なくとも7件あり、決定通知書に開示の実施日時等を記載して送付しているが、変更を希望する旨の連絡等もなく、来ないため、すべて開示の実施ができていない。

(ウ) 令和元年8月以降、短期間のうちに過去に請求のあった行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにも関わらず、開示請求等を行っている。多いものでは、1件の行政文書を特定した開示請求が9件あった。

審査請求人の一連の開示請求等における上記の不適正な行為は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引」（以下「手引」という。）に記載している開示請求権の濫用の審査基準である具体的な下記の類型に該当する。

a 開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかであると認められるとき。

実施機関の業務遂行を停滞させることを開示請求の目的とすることが明らかに認められる。（上記(ア)、(イ)、(ウ)）

b 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。

開示決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく閲覧等せずに、繰り返し同様の文書を開示請求する。（上記(ア)、(イ)、(ウ)）

c 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求を繰り返すとき。

同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず、社会通念上考えられない間隔・頻度で開示請求を繰り返す。（上記(ウ)）

ウ また、以下に記す事実関係（平成31年4月以降、令和元年10月25日まで）から、審査請求人は審査請求人と住所を同じくする甲と共同して行う意思に基づき、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する開示請求等を共同して行っていることは明らかである。

(ア) 審査請求人の一連の開示請求等は74件あるが、すべて土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する請求であり、その対象行政文書の多くは甲からの土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施

機関が保有する行政文書を対象とする一連の開示請求等（以下「甲の一連の開示請求等」という。）に係る対象行政文書と同じものである。

- (イ) 全ての開示請求等について、審査請求人本人ではなく、甲が受付窓口の開示請求書を持参している。
- (ウ) 審査請求人と甲は同日付で「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に全く同一の長文記載をして開示請求を行っている。（令和元年10月7日：2件、令和元年10月15日：3件）
- (エ) 甲に対して行った令和元年9月13日付道調第608号の決定に関する開示請求を令和元年9月17日に審査請求人が行うなど、審査請求人は、甲に対する開示・非開示の決定から間を置かずに、第三者では通常知りえないはずの甲に対する決定の内容に関して開示請求等を行っている。

したがって、審査請求人の一連の開示請求等は甲のこれまでの一連の開示請求等の延長上にある開示請求等であると認められる。

エ 上記イのとおり審査請求人の一連の開示請求等のうちの相当部分が開示請求権の濫用の基準を充足することに加えて、甲の一連の開示請求等は権利の濫用に該当すると解されるところ、上記ウのとおり審査請求人は甲と共同する意思に基づいて、甲と共同して甲の一連の開示請求等の延長上にある一連の開示請求等を行っていることと認められることから、審査請求人の一連の開示請求等もまた権利の濫用に該当すると言わざるをえない。そして、本件開示請求1もその一部である。したがって、本件開示請求1は、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。

(2) 本件開示請求2について

別表1(2)の「実施機関の主な説明要旨」欄に記載のとおりである。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件各処分に対する意見は、土地A地先の土地の権利侵害に係る主張のほか次のように要約される。

- (1) 本件各処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
- (2) 実施機関は審査請求人の請求外文書を表題に掲げ、納付書兼領収書同封で行った処分は受け入れ難く、認めることはできない。
- (3) 文書を偽造した上で、請求していない偽装文書にて行った処分は認めない。審査

請求人が特定した事案文書を審議の上、開示されるよう求める。

5 審査会の判断

(1) 本件各処分に至る経緯

ア 実施機関は、平成4年に、土地A地先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平成13年に、土地Aは甲の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、甲に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで甲は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵しているなどと市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、甲は、平成22年度頃から現在に至るまで際限なく繰り返し開示請求等を行い、平成28年度頃からはさらに開示請求等に係る開示決定等（以下「開示決定等」という。）について、全てを開示する開示決定に対してもその取消しを求めるなど、現在に至るまで同様に繰り返し審査請求を行っている。

ウ 当審査会は、平成29年度以降の甲の一連の開示請求等について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2351号から第2680号まで及び第2681号から第2687号まで（以下「先例答申」という。）において、既に権利の濫用に該当すると判断している。

エ そうしたなかで、平成29年12月以降、甲と住所を同じくする審査請求人から、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象に繰り返し開示請求がなされるようになり、平成31年4月以降はより頻繁になされるようになった。そして、これらに係る開示決定等について審査請求人は繰り返し審査請求を行っている。

(2) 本件審査請求文書1及び本件審査請求文書2について

本件審査請求文書1は、別表1(1)の「開示請求書記載の行政文書」欄に記載の行政文書であり、本件審査請求文書2は、別表1(2)の「決定通知書記載の行政文書」欄に記載の行政文書であるが、その記載からそれらの全てが土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書であると認められる。

実施機関は、本件審査請求文書1に係る本件開示請求1については、条例第5条第2項に規定する権利の濫用に該当するとして非開示決定を行い、本件審査請求文書2については、別表1(2)のとおり開示決定、一部開示決定又は非開示決定を行った。

(3) 審査請求人に係る開示請求の状況について

審査請求人は、平成29年12月以降、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として繰り返し開示請求を行っており、開示決定等についても現在に至るまで繰り返し審査請求を行っている。

当審査会が実施機関の資料等を確認したところ、次のような事実が認められた。

なお、本件開示請求は、その全てが次の開示請求に含まれるものである。

ア 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書について、平成29年12月以降、令和元年度末までの間に、実施機関あてに、190通の開示請求書で少なくとも260件の行政文書の開示請求を行っている。実施機関の資料によれば、審査請求人からの1通の開示請求書に対応するのに、少なくとも1時間、ほとんどの場合は2時間以上を要しており、1通で複数の行政文書を請求している案件等については合計12時間を要している場合も認められる。

イ 不適正な行為に係る事実

(ア) 郵送を希望する開示請求は少なくとも30件あり、決定通知書に納付書（写しの作成及び送付に要する費用）を同封して郵送したが、1件を除き納付がなされておらず、写しの交付が行えていない。

(イ) 閲覧を希望する開示請求は少なくとも7件あり、決定通知書に開示の実施日時等を記載して送付しているが、開示の実施日時の変更を希望する旨の連絡等もなく、開示の実施に応じないため、すべて開示の実施ができていない。

(ウ) 令和元年8月以降、短期間のうちに過去に請求のあった行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにも関わらず、繰り返し開示請求を行っており、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が9件に及ぶ場合が

あった。

ウ 甲の一連の開示請求等と関連する事実

(ア) 審査請求人が令和元年度末までに請求した行政文書は、全て土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書であることが認められた。そして、その対象行政文書の多くは甲の一連の開示請求等に係る対象行政文書と同じものであって、当審査会が先例答申において既に権利の濫用に該当すると判断した請求と同じである。

(イ) 審査請求人の開示請求については、甲が受付窓口の開示請求書を提出しており、審査請求人が窓口に出した事実はこれまで確認できていない。

(ウ) 審査請求人及び甲が同日付の開示請求書で「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に全く同一の長文記載をして開示請求を行っている案件が複数認められた。さらに、全く同一の記載ではない場合でも、共通する文言及び記載内容が多く認められ、甲の行った開示請求に係る記載や甲宛ての当審査会の答申についての記載、甲の行動に係る記載等多くの甲に関連した記載が認められる。

(エ) 審査請求人は、実施機関が甲に対して非開示決定を行った直後に、当該非開示決定の非開示決定通知書の文書番号を開示請求書に記載した上で、当該非開示決定通知書の記載内容に係る行政文書を請求している。

(4) 本件開示請求の権利濫用該当性について

以上を踏まえ、当審査会は、本件開示請求の権利濫用該当性について以下検討する。

ア 条例第5条第2項では、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定し、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 権利の濫用とは、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」をいう（法令用語研究会編「法律用語辞典（第5版）」（有斐閣））。

横浜市の情報公開制度の目的は、情報を公開することにより「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の運営に資すること」（条例第1条）で

あり、市政に関する情報が広く公開され、それをもとに市政に対する適正な意見が形成され、公正で市民の意見が反映された行政が実現されることが期待されている。したがって、開示請求者は、このような条例の目的に即した適正な請求を行うことが要請されているのであり、制度本来の趣旨を著しく逸脱した請求は、権利の濫用に該当することとなる。

具体的には、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解される。

ウ 手引によれば、実施機関は、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについては、具体的な事例を類型化して、次の四つを判断の基準として運用している。

- (ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。
- (イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。
- (ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。
- (エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。

エ 上記(3)で認定した事実によれば、実施機関においては、審査請求人の開示請求に対応するために上記(3)アのような多大な時間と労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。

また、審査請求人の開示請求では、「開示の実施等において不適正な行為が繰り返され」（上記(3)イ）、審査請求人は、「開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求」を繰り返し行っている（上記(3)イ及びウ）。

加えて、上記(3)ウのような審査請求人の開示請求の内容や方法等から、審査請求人の開示請求は甲の一連の開示請求等と一体的になされていることが認められるところ、甲の一連の開示請求等については、既に当審査会で権利の濫用に該当すると判断している。

上記(3)ア、イ及びウのような審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には「開示を受ける意思のないこと」が認められ、「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、これら審査請求人の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、上記(3)の審査請求人の開示請求に係る一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。

オ 本件開示請求は、その全てが上記(3)の開示請求に含まれるものであって、害意に基づき実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと評価することができる。

したがって、本件開示請求は、権利の濫用に当たり、条例第5条第2項に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、本件開示請求は、権利の濫用に該当すると判断されるものであるから、本件各処分のうち、実施機関が権利の濫用に該当するとして非開示とした決定は妥当であり、また、その余の決定はいずれも取り消すべきものとは認められない。

(制度運用調査部会)

委員 藤原静雄、委員 金子正史、委員 松村雅生

別表 1 (1) 実施機関が一律の理由により権利の濫用を適用した事案

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	適用条項	諮問日	所管課
1	2915	<p>(1)</p> <p>1. 既に各担当所管課が弁明された案件に対し、開示請求をしているにも関わらず、市民局市民情報室市民情報課が市市情第 803～811 号にて担当課などと、令和元年 9 月 17 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」とは開示請求の妨害行為である。諸求した実施機関は全ての文書に担当課を名乗り、平成 31 年 4 月 26 日には実施機関が現地を確認しており、担当課に速やかな開示を求めます。2. 市民局市民情報室長に情報課の条例に反する行為に対し、見解の開示を求めます</p> <p>(2)</p> <p>市民局市民情報室長 市市情第 1103 号により、『令和元年 11 月 8 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。』延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」と、市民情報課が文書を出しているにも関わらず、「所管課の特定に日時を要し」と開示遅延を謀ったことに対し、市民局市民情報室長に見解の開示を求めます。</p>	R 元. 12. 26	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 2. 13	市民局 市民情報課
2	2916	<p>(1)</p> <p>市民局市民情報室長所属が、市市情第 1103 号『令和元年 11 月 8 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有す</p>	R2. 1. 9	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 2. 13	市民局 市民情報課

		<p>る情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。』延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」と市民情報室が文書を出したにも関わらず、「所管課の特定に日時を要し」と遅延させている不当開示請求遅延行為に対し「市民局市民情報室長の決裁文書の開示」。</p> <p>(2) 市民局市民情報室長から、市市情第 1103 号にて、令和元年 11 月 8 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」などと、市民情報課が開示遅延を謀る行為に対し、市民局市民情報室長に見解の開示を求めます。1. 11. 21</p> <p>(3) 市民情報室市民情報課が市市情第 803～811 号にて担当課などと、令和元年 9 月 17 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市に保有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」とは開示請求の妨害行為である。請求した実施機関は全ての文書に担当課を名乗り、平成 31 年 4 月 26 日には実施機関が現地を確認しており、担当課に速やかな開示を求めるとともに、市民局市民情報室長に市民情報課の違則行為に対し、見解の開示を求めます。</p>					
3	2917	<p>(1) 実施機関道路局路政課長が横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ</p>	R2. 1. 14	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 2. 18	道路局 路政課

		<p>「登記したが、5年がたったから文書は廃棄した。」と虚言の弁明をしましたが①公図上に明示された地番特定地番Aと接する登記した場所の開示。②「5年たったから文書は廃棄した。」との弁明は虚言です。登記したという文書の開示を求めます</p> <p>(2) 道路局路政課 昭和39年12月27日に市会で議決承認された旭区白根町特定地番Bの「・・敷地現形図を含む図面一式の開示。</p> <p>(3) 請求者の私有地に対し、横浜市が登記したと市長所属（道路局路政課長）は諮問し其の旨弁明し、横浜市情報公開・個人情報保護審査会は妥当と横浜市に答申した。答申結果の送着があったので、横浜市長所属（道路局路政課長）に、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に嘘の諮問をし妥当と答申を得たことに対し、所管課道路局路政課発出文書を特定した上で開示請求したところ、環境創造局地籍調査課から環創地第325.330号により非開示があったが、「道路局との継続案件に対する文書を特定し開示請求しております。請求文書に対し道路局からの開示を求めます。」 請求先道路局路政課</p>					
4	2918	<p>環境創造局地籍調査課長が担当課などと虚言を謳い開示請求外文書 昭和43年度 国土調査地籍図 旭区白根町特定地番A周辺」と謳い一部開示決定される処分は拒否します。</p> <p>文書開示の合った道路局路政課に、請求事案に関する文書の開示を求めます。</p>	R2.1.9	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R2.2.18	環境創造局 地籍調査課
5	2919	<p>情報相談課が発出した記番号入りの文書に対し開示請求しています。</p> <p>平成20年10月21日に請求者宅を写し調査書も作成したと42回言われていますが開示の席で一度も開示されたことが無いですが、</p> <p>1. 「平成20年10月21日に請求者宅を写した写真の開示。</p> <p>2. CDにされたと言われるCDの視聴。3. CDから紙にコピーされた</p>	R2.1.10	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R2.2.18	建築局 情報相談課

		とされている紙に写した写真の開示。4. 同日に作成したと言われる調査書写しの開示。情報相談課が発出した記番号入りの文書に対し開示請求しています。市民情報室が、「当該開示請求については所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」と勝手に期間を延長し、請求の妨害行為はやめて下さい。以上1. 2. 3. 4. 項について開示請求。					
6	2920	建築指導課は「道路審議票旭 91」文書を「建築局建築道路課が保有する道路審議票白根特定丁目 91（平成 4 年度）」と改竄し偽造し開示されました。家人に偽造を指摘され「平成 4 年度」部分を文頭「平成 4 年度建築局建築道路課が保有する白根特定丁目 91）」と、記載位置を改竄し偽造し開示した。今度は請求者に偽造したことを指摘され、「道路審議票白根 N O 91」と改竄し偽造し開示された。請求者に、更に改竄と偽造したことを指摘され「道路審議票白根特定丁目 91」と改竄した上で偽造し開示しましたので、J N ビルで、家人に叱責されたにも関わらず、「道路審議票白根 O 丁目 91」と改竄し偽造開示を繰り返す、常態化されていますので、各道路審議票の審議票作成日及び相談日の相談場所の開示。	R2. 1. 10	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 2. 27	建築局 建築指導課
7	2921	建築局所属建築道路・審査両課（現建築指導現課）が、請求者の土地について取り消し謝罪したとされている。「公函上に明示された謝罪場所の開示。」と「謝罪文書と年月日の開示」市民情報室市民情報課（市市情第 803～811 及び 1103 号）が担当課などと謳い延長することはダメです。各担当課が既に開示した案件について、開示された担当課に開示請求をしている。従って、令和元年 11 月 8 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困	R2. 1. 6	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 2. 27	建築局 建築指導課

		難であるため」との理由は明白な嘘です。平成 31 年 4 月 26 日には実施機関が現地を確認しています。安易な延長により、7 月 17 日請求は所在不明で未処分になっている。請求した請求事案は担当課からの開示を求めます。					
8	2922	市市情第 1539 号令和 2 年 2 月 13 日付①起案文書の写しの開示。②・①項を経伺し、裁決した決裁文書の写しの開示。郵送による開示	R2. 3. 12	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 3. 31	市民局 市民情報課
9	2923	建情第 1803 号令和 2 年 2 月 19 日付①起案文書の写しの開示。②・①項を経伺し、裁決した決裁文書の写しの開示。郵送による開示	R2. 3. 17	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 4. 3	建築局 情報相談課
10	2924	環創地第 487 号令和 2 年 2 月 18 日付①起案文書の写しの開示。②・①項を経伺し、裁決した決裁文書の写しの開示。郵送による開示	R2. 3. 17	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 4. 8	環境創造局 地籍調査課
11	2925	(1) 令和元年 11 月 8 日請求を令和元年 11 月 19 日市市情第 1103 号で決裁した判決文、写の開示。 (2) 令和元年 12 月 9 日請求を令和元年 12 月 19 日市市情第 1249 号で決裁した起案文書写の開示。 (3) 令和元年 11 月 11 日付市市情第 908.907 号により請求金額計 17560 円の支払を要求した令和元年市市情第 908.907 号で決裁した判決文、写の開示。(郵送による開示を希望します。) (4) ① 市市情第 1682 号令和 2 年 3 月 12 日付 起案文書写の開示。② 上記①項文書を経伺し、裁決を了した事が分かる判決文の写の開示。(郵送による開示を希望します。)	R2. 3. 27	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 4. 14	市民局 市民情報課
12	2926	(1) 建建指第 2160 号令和 2 年 2 月 27 日付①起案文書の写しの開示。②・①項を経伺し、裁決した決裁文書の写しの開示。郵送による開示	R2. 3. 16	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 4. 17	建築局 建築指導課

		(2) 建建指第 2181 号令和 2 年 2 月 27 日付①起案文書の写しの開示。②・ ①項を経伺し、裁決した決裁文書の写しの開示。郵送による開示					
13	2927	(1) 別紙添付しました市市情第 1539 号令和 2 年 2 月 13 日付市民情報課 送付来文書に記載されている『・・・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特 定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） 第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・・当該道路判定を前提と して、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。」 について、『審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われた 場所が明示されている公図写しの開示』郵送を希望します。 (2) 別紙添付しました市市情第 1539 号令和 2 年 2 月 13 日付市民情報課 送付来文書に記載されている『・・・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特 定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） 第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・・」について、『請求人の 所有することになったと言う土地 A が明示された公図写の開示。』郵 送を希望します。 (3) 別紙添付しました市市情第 1539 号令和 2 年 2 月 13 日付市民情報課 送付来文書に記載されている『・・・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特 定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） 第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。』について、 「判定された道路の公図写しの開示」 郵送を希望します。 (4)	R2. 3. 25	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 4. 24	建築局 建築指導課

		別紙添付しました市市情第 1539 号令和 2 年 2 月 13 日付市民情報課送付来文書に記載されている『・・・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。・・・について、実施機関が道路判定を変更が行われた場所が明示されている公図写しの開示』 郵送を希望します。					
14	2928	別紙添付しました市市情第 1539 号令和 2 年 2 月 13 日付市民情報課送付来文書に記載されている『・・・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。「土地 A に関しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われこれにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成された。「公図が作成されたと言う公図写しの開示。」 郵送を希望します。	R2. 3. 24	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 4. 27	環境創造局 地籍調査課
15	2935	旭土木事務所 I 職員は法廷陳述で「D 情報相談課職員が勝手に書いた。」と陳述し、平成 20 年 10 月 10 日は、特定小学校一期生の W さんを責任者に、特定会社 48 名が私宅敷地内の電柱移設工事で来ており、終日にぎやかで、審査請求人も立会を了しておりますが、調査し写真	R2. 1. 15	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R3. 2. 26	旭区 旭土木事務所

		を写したと言われている文書の閲覧開示。					
16	2936	別紙添付しました市市情第 1539 号令和 2 年 2 月 13 日付市民情報課送付来文書に記載されている『・・・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。「平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。・・・について、「境界標設置位置が明示された公図写しの開示。」郵送を希望します。	R2. 3. 25	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R3. 2. 26	旭区 旭土木事務所

別表 1 (2) 実施機関が個別に開示、一部開示及び非開示決定を行った事案

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の 行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等	所管課	非開示情報	実施機関の主な説明要旨
17	2837	旭土木事務所長所属は、開示決定等の期限、第 11 条各項の決定に反し、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に実行しない上に、市民情報室長に開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっていると指摘された市民情報室長送付文書と市民情報室宛に白根特定地番 A に関する個人情報にメール返信した双方の全文書写しの開示。治安上、開示場所は、旭区役所広報係り席にて水、木曜を除いた 16 時から開示願います。	H30. 7. 20	一部開示	H30. 8. 29	行政文書の開示請求の事務処理について (依頼) (平成 28 年度市市情第 913 号)	処分を取消し、請求した機関から請求したとおり、境界線境界標、査定杭を適切に特定し、請求している双方の文書 82 通の開示を求める。
				条例第 7 条第 2 項第 2 号	市民局 市民情報課	個人の氏名	対象行政文書のうち、開示請求を行った個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。
18	2838	同上	H30. 7. 20	一部開示	H30. 8. 29	平成 28 年 11 月 18 日 8 時 53 分に市民局市民情報課担当係長が受信した電子メール (RE: 【依頼】開示請求者への決定内容の通知について)	処分を取消し、請求した機関から請求したとおり、境界線境界標、査定杭を適切に特定し、請求している双方の文書 82 通の開示を求める。
				条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 6 号 ウ 第 6 号	市民局 市民情報課	ア 個人の氏名 イ 職員の個人メールアドレス ウ 添付ファイルのパスワード	対象行政文書のうち、開示請求を行った個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。 対象行政文書のうち、職員の個人メールアドレスについては、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどに

							より、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから非開示とした。 また、添付ファイルのパスワードについては、公になった場合、パスワードを用いる本来の業務の適正な執行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから非開示とした。
19	2839	同上	H30. 7. 20	一部開示	H30. 8. 29	行政文書の開示請求の事務処理について(依頼)に係る資料について(平成29年度市市情第1364号)	処分を取消し、請求した機関から請求したとおり、境界線境界標、査定杭を適切に特定し、請求している双方の文書82通の開示を求める。
				条例第7条第2項第2号	市民局 市民情報課	個人の氏名	対象行政文書のうち、開示請求を行った個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。
20	2840	環創地180号関連、旭区白根特定丁目特定地番A及び隣接地(同町特定地番B. 特定地番A. 特定地番C. 特定地番D 国土調査錯誤のため、平成26年に行われた横浜市旭区白根町特定地番A周辺の調査図及び公図 治安上、開示場所は、旭区役所広報係り席にて水、木曜を除いた16時から開示願います。	H30. 7. 20	非開示	H30. 9. 11	環創地180号関連、旭区白根特定丁目特定地番A及び隣接地(同町特定地番B. 特定地番A. 特定地番C. 特定地番D 国土調査錯誤のため、平成26年に行われた横浜市旭区白根町特定地	請求文書を改竄した上で、請求外文書内容を捏造し「昭和43年度に国土調査を行っており、平成26年には行っていないなどと、異内容文を記載した上で、非開示決定の処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。

						番 A 周辺の調査図及び公図 治安上、開示場所は、旭区役所広報係り席にて水、木曜を除いた 16 時から開示願います。	
				条例第 10 条第 2 項	環境創造局 地籍調査課	—	旭区白根町特定地番 A 及び隣接地（以下「本件土地」という。）では昭和 43 年度に地籍調査を実施し、平成 2 年度に法務局に成果物を送付しているが、それ以外の年には地籍調査を実施していない。また、本件土地にかかる調査結果の是正も行っていない。したがって、本件において対象とされた行政文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
21	2841	旭土木事務所に限る。旭土第 3591 号平成 26 年 12 月 9 日付にて、横浜市旭区白根地番特定地番 A と特定地番 D 間の 18 番杭から 19 番杭までが道路であると、横浜市旭区白根特定丁目特定地番 A の所有者が承諾したとのことですが、①承諾した範囲の表示図と承諾文書の開示を願います。②道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と求めた文書の開示。 開示場所は旭区役所 1 階広報課にて、平成 30 年 1 月 4 日に区役所職員の立会の元開示を願います。	H30. 3. 12	一部開示	H31. 3. 27	道水路境界復元について (伺) 218 冊 10 号	本件に対する処分を取り消し、請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号	旭区 旭土木事務所	ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報である

							ため、非開示とした。
22	2842	①当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第2号により、非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにする事が出来ない文書であるため とは①項にて請求の、建築局からの照会文書と其の文書に対し、判事と私共に貴所Aが陳述した文書の開示を願います。②項、旭土木事務所が、「昭和40年6月5日以降については否認する。」と同年9月27日付で、非事実を建築局へ回答、又道路と陳述した根、論拠文書の開示。③項、「昭和40年6月5日横浜市告示第110号において道路となっている」との道路部位の開示。開示は旭区役所で願います	H30.3.14	一部開示	H31.3.27	道水路境界復元について(伺) 218冊10号	本件に対する処分を取り消し、請求した①項及び②項文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号	旭区 旭土木事務所	ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、非開示とした。
23	2843	同上	H30.3.14	開示	H31.3.27	ア 旭区白根特定丁目特定地番Eの地籍図(公図写) イ 道路台帳区域線図(旭区白根特定丁目特定地番Eの一部)	処分を取り消し、請求文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				条例第10条第1項	旭区 旭土木事務所	—	審査請求人は、旭区白根特定丁目の地番特定地番A南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解される。道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図(公図)を併せ見ることによって道路の区域が明らかと

							なるため、その2つを特定した。
24	2844	実施機関（旭土木事務所長、副所長）は、平成26年12月の対話後に、「旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者より「・18番杭から19番杭までが道路である。と承諾書を頂いている」と記載された文書をいただいています。「其の承諾書の写しの開示」をもとめます。治安上、開示場所は、旭区役所広報係り席にて水、木曜を除いた16時から開示願います。	H30.10.2	一部開示	H31.3.27	道水路境界復元について(伺)218冊10号	請求外文書により開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号	旭区 旭土木事務所	ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、非開示とした。
25	2845	18番杭から19番杭までが道路であると、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者から承諾書を頂いているとのことですが、①承諾した範囲の表示図と承諾文書及び②道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と求めた文書の開示。治安上、開示場所は、旭区役所広報係り席にて水、木曜を除いた16時から開示願います。	H30.10.2	一部開示	H31.3.27	道水路境界復元について(伺)218冊10号	請求外文書により開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号	旭区 旭土木事務所	ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害さ

							れるおそれがある情報であるため、非開示とした。
26	2846	横浜市が「・名称 18 番杭、同 19 番杭、同 20 番杭、同 21 番杭・」を設置された土地は私有地です。貴所属は平成 22 年 8 月 16 日に住所、地番号を記載した承諾書を持参し、署名押印を求めたことから横浜市が搾取していることは明らかですが、「旭区白根特定丁目特定地番 A の所有者より「・18 番杭から 19 番杭までが道路である。と承諾書を頂いている」とのことですが、工事名称と年月日を開示して下さい。治安上、開示場所は、旭区役所広報係り席にて水、木曜を除いた 16 時から開示願います。	H30. 10. 2	一部開示	H31. 3. 27	道水路境界復元について (伺) 218 冊 10 号	請求外文書により開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号	旭区 旭土木事務所	ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	対象行政文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の部分については、個人に関する情報であるため、非開示とした。 対象行政文書のうち、法人代表者印の印影の部分については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、非開示とした。
27	2847	18 番杭から 19 番杭までが道路であると、横浜市旭区白根特定丁目特定地番 A の所有者から承諾書を頂いているとのことですが、①承諾した範囲の表示図と承諾文書及び②道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と求めた文書の開示。治安上、開示場所は、旭区役所広報係り席にて水、木曜を除いた 16 時から開示願います。	H30. 9. 10	非開示	H31. 3. 27	「18 番杭から 19 番杭までが道路であると、横浜市旭区白根特定丁目特定地番 A の所有者から承諾書を頂いているとのことですが、①承諾した範囲の表示図と承諾文書及び②道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・	請求外文書により開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。

						承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と求めた文書の開示。治安上、開示場所は、旭区役所広報係り席にて水、木曜を除いた16時から開示願います。」のうち、「②道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と求めた文書の開示。」の部分	
				条例第10条第2項	旭区 旭土木事務所	—	開示請求書の記載から、審査請求人は、道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査に係る「立会依頼書」を求めているもの解した。 「立会依頼書」は、平成22年度に作成したが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないことから非開示とした。
28	2848	1. 県有地白根特定丁目特定地番B地の「道水路境界確認申請書一式」の写しの交付。 2. 同県有地地番特定地番B申請者（神奈川県）と同	H30.8.2	非開示	H31.3.27	① 5. 同申請地の道水路境界確認工事完了後に、神奈川県	条例を履行しないで、非開示決定をした5案件の処分を取り消し、条例の適用通り情報

	<p>工事部位について協議した協議書の写しの交付。</p> <p>3. 同申請地に対し依頼した道路について範囲等の確認をした「調査図」の写しの交付。</p> <p>4. 同様、申請地に対する「素図」の写しの交付。</p> <p>5. 同申請地道水路境界確認工事完了後に、神奈川県（岡崎知事）へ成果を文書回答した文書のうち、地番特定地番Bと同特定地番A 間に関する文書の閲覧開示。（閲覧後必要により写しを希望）</p> <p>6. 白根地番特定地番A の所有者から、18 番杭から19 番杭までを道路として承諾書を頂いていると旭土木事務所長が云う承諾書の開示。7. 地番特定地番A 地の「道水路用地取得関係書類」写しの交付</p> <p>8. 同申請地白根特定丁目特定地番B の「道水路境界明示及び復元図」及び白根特定丁目特定地番B と特定地番A との工事完了後の境界査定杭の位置と種類を明示した公図の写しの交付。</p> <p>9. 「神奈川県が横浜市へ移譲した（昭和40年6月5日告示第110号）白根特定丁目地番特定地番E の区間（道幅4m、長さ87m）を市は道路とし市議会に諮り、所有権の移譲（昭和41年3月12日）を受け、昭和42年7月4日に登記しています。旭土木事務所長は、上記の公示道路とは全く関係の無い、地番特定地番Aの私有地内へコンクリート杭を設置し「18番杭から19番杭まで道路だと所有者から承諾書を頂いていると市長所属旭土木事務所長の言質。同所に対する地番特定地番D Cの同所に対する「承諾書」の写しの交付。</p> <p>10. 地番特定地番E 移譲道路に対し、地番特定地番D 所有者が人が通れるだけ境界から石垣を引っ込めて積んだが、地番特定地番A 私有地の板塀とに道路は無い。旭土木事務所長は国土調査時に道路となっている。と、地番特定地番A 私有地内へ新杭を設置し既設杭があるにも関わらず、地番特定地番Dとの境界</p>			<p>（岡崎知事）へ成果を文書回答した文書のうち、地番特定地番Bと同特定地番A 間に関する文書の閲覧開示。</p> <p>（閲覧後必要により写しを希望）</p> <p>② 7. 地番特定地番A 地の「道水路用地取得関係書類」写しの交付</p> <p>③ 13. 旭土木事務所長が私有地（地番特定地番A）へ境界杭を新設し、県有地特定地番B を拡大させている状態を、道路局長（路政課B課長）は、県から移譲時の公図に基づき、旭区役所へ平成17年4月1日付で移管している。又旭土木事務所は（上述）移譲受け時点から管理していると回答があった。この事実に関する一連の文書の閲覧開示。</p> <p>④ 14. 道路境界確定区間延伸事業施</p>	<p>公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。</p>
--	---	--	--	--	--

	<p>に接する板塀撤去跡へ 18. 19. 20. 21 名称の杭を設置した 4 本杭間は私有地。旭土木事務所長は市の道路とした道路位置及び面積を明示した公図の写しの交付。</p> <p>11. 旭土木事務所長は、地番特定地番 E 移譲道路と非接地の同所地番特定地番 A 私有地を承諾の署名押印を得たと付記欄へ書き込みを施しているが、承諾書原議「写しの交付」。</p> <p>12. 旭土木事務所長は、地番特定地番 D と地番特定地番 B 県有地への境界線と地番特定地番 A 間は私有地にも関わらず、昭和 40 年 6 月 5 日から供用道路になっていると近隣家や建築局へ文書送付したが、供用道路とした部位及び範囲の原議「写しの交付」。</p> <p>13. 旭土木事務所長が私有地（地番特定地番 A）へ境界杭を新設し、県有地特定地番 B を拡大させている状態を、道路局長（路政課 B 課長）は、県から移譲時の公図に基づき、旭区役所へ平成 17 年 4 月 1 日付で移管している。又旭土木事務所は（上述）移譲受け時点から管理していると回答があった。この事実に関する一連の文書の閲覧開示。</p> <p>14. 道路境界確定区間延伸事業施行文書一式の写し開示。</p> <p>15. 『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させていただきますが内容がぼうばうで求められている対象事案を特定することが難しいものが多いこと裁判のなかで取り扱われた事案であることなどの理由により、改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要がありますため時間がかかっております。』と、旭土木事務所長と対話をした。①本書請求までに確認を了した部分まで</p>				<p>行文書一式の写し開示。</p> <p>⑤ 15. 『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させていただきますが内容がぼうばうで求められている対象事案を特定することが難しいものが多いこと裁判のなかで取り扱われた事案であることなどの理由により、改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要がありますため時間がかかっております。』と、旭土木</p>	
--	--	--	--	--	---	--

		の開示②同案件の残文書の閲覧				事務所長と対話をした。①本書請求までに確認を了した部分までの開示②同案件の残文書の閲覧のうち、「②同案件の残文書の閲覧」の部分	
				条例第 10 条 第 2 項	旭区 旭土木事務所	—	<p>① 業務上作成する必要がないことが改めて確認され、対象文書は存在していないため非開示とした。</p> <p>② 作成または取得したか不明であり、保有していないため、非開示とした。</p> <p>③ 保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため非開示とした。</p> <p>④ 平成 22 年度に作成したが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため非開示とした。</p> <p>⑤ 回答した内容については確認を終了しており、残文書は存在していないため、非開示とした。</p>
29	2849	旭土木事務所長所属は、開示決定等の期限、第 11 条各項の決定に反し、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に実行しない上に、市民情報室長に開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっていると指摘された市民情報室長送付文書と市	H30. 10. 2	一部開示	H31. 3. 27	<p>① 市市情第 913 号平成 28 年 11 月 8 日 行政文書の開示請求の事務処理について（依頼）</p> <p>② 平成 28 年 11 月 18 日 8 時 53 分に市</p>	一部開示決定及び非開示決定にした処分を取り消し、係る行政文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。

		民情報室宛に白根特定地番Aに関する個人情報メール返信した双方の全文書写しの開示。治安上、開示場所は、旭区役所広報係り席にて水、木曜を除いた16時から開示願います。				民局市民情報課担当係長あてに送信した電子メール (RE:【依頼】開示請求者への決定内容の通知について)	
				① 条例第7条第2項第2号 ② 条例第7条第2項ア 第2号イ 第6号	旭区 旭土木事務所	① 個人の氏名 ② ア 個人の氏名及び書留・特定記録郵便物等受領証のお問い合わせ番号 イ 職員の個人メールアドレス、添付ファイルのパスワード	① 対象行政文書のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、非開示とした。 ② 対象行政文書のうち、個人の氏名及び書留・特定記録郵便物等受領証のお問い合わせ番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、非開示とした。職員の個人メールアドレスについては、公にすると本来の業務に支障をきたすなどの弊害を生じるおそれがあることから非開示とした。
30	2850	旭区白根特定丁目特定地番A及び隣接地(同町特定地番B. 特定地番A. 特定地番C. 特定地番D 国土調査錯誤のため、平成26年に行われた横浜市旭区白根町特定地番A周辺の調査図及び公図 治安上、開示場所は、旭区役所広報係り席にて水、木曜を除いた16時から開示願います。	H30. 11. 16	非開示	H31. 3. 27	旭区白根特定丁目特定地番A及び隣接地(同町特定地番B. 特定地番A. 特定地番C. 特定地番D 国土調査錯誤のため、平成26年に行われた横浜市旭区白根町特定地番A周辺の調査図及	非開示決定を取り消し、係る行政文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求めます。

						び公図 治安上、開示場所は、旭区役所広報係り席にて水、木曜を除いた 16 時から開示願います。	
				条例第 10 条第 2 項	旭区 旭土木事務所	—	平成 26 年に横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の道路の境界調査は行われておらず、調査図及び公図を保有していないため、非開示とした。
31	2851	<p>平成 31 年 3 月 27 日) 旭士第 1229. 1271. 2813. 2812. 2811. 1437. 2814. 3243. 3568. 3569 号によると、平成 4 年に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 2 項に規定する道路となったとあります。『…土地先では漠然としています。所在場所、範囲を明示した公図等文書の開示を求めます。</p> <p>・横浜市長は建築基準法第 42 条第 2 項の法施行(25 年 11 月 23 日) から建築基準法第 42 条第 2 項の道路となっているとの回答があるにも関わらず、平成 4 年に建築基準法第 42 条第 2 項の道路と・・・判定しました。とは矛盾があります。正当文書の開示を求めます。</p> <p>また、第 42 条第 2 項に規定する道路ではなくなった・・・との理由について論拠となった文書の開示を求めます。</p> <p>横浜市長が道路がなく、建築基準法第 42 条第 2 項道路でない時期があったについて、道路の所在地 期間、道路となった年月日、再度、建築基準法第 42 条第 2 項道路と判定された年月日の開示を求める。</p>	R 元. 7. 16	一部開示	R 元. 8. 19	道路審議票白根〇丁目 91	処分の取り消しを求める。 何の理由で改竄した偽造文書の一部開示決定通知書が送付されたのか解せない処分に対し審査請求を提起する。
				<p>条例第 7 条第 2 項</p> <p>ア 第 2 号</p> <p>イ 第 3 号ア</p>	<p>建築局</p> <p>建築指導課</p>	<p>ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報</p> <p>イ 建築士印の印影</p>	<p>対象行政文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。</p> <p>対象行政文書のうち、記載されている土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、</p>

							非開示とした。 対象行政文書のうち、設計図書に押印された建築士印の印影については、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非開示とした。
32	2852	同上	R元. 7. 16	一部開示	R元. 8. 19	平成 21 年度まち建道第 653 号	処分の取り消しを求める。 何の理由で改竄した偽造文書の一部開示決定通知書が送付されたのか解せない処分に対し審査請求を提起する。
				条例 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア ウ 第 6 号ア	建築局 建築指導課	ア 個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 イ 建築士印の印影 ウ 課税台帳情報	対象行政文書のうち、個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。 また本件の対象行政文書のうち、個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記

							簿等の情報と照合することによって、特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、非開示とた。 対象行政文書のうち、建築士印の印影については、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非開示とした。 対象行政文書のうち、課税台帳情報は、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、非開示とした。
33	2853	<p>地籍調査課 林文子横浜市長様、課長補佐、係長による猛暑の中での現況確認ご苦労様でした。 係長の方は現況確認後、7月まで入院されるとのことでしたが退院されましたでしょうか。 ご自愛下さい。早速、開示請求させていただきます。 拙宅南側私有地は平成4年に建築基準法第42条第2項道路だと判定したと送付された文書にあります、</p>	R 元. 8. 28	開示	R 元. 9. 19	昭和 43 年度 国土調査 地籍図 旭区 白根町 特定地番 A 周辺	請求外文書により行った本件処分は認め難く、請求文書について開示されるよう、処分のやり直しを求める。
				条例第 10 条 第 1 項	環境創造局 地籍調査課	—	開示請求書の記載から、請求された土地について昭和 43 年度に地籍調査を行い作成した地籍図と解釈して文書を特定

		現況確認した際、其の場所が公図上に無かったですね。地籍調査課が国土調査をご担当したと、訪問の際に賜りましたので公図上に明示されている公図の写しを開示願います。					した。地籍調査課の行う国土調査は地籍調査のみであり、請求された土地では昭和43年以外に地籍調査は行ってないため、このほかに審査請求人の求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
34	2854	<p>情報相談課 林文字横浜市長様、課長補佐、係長による猛暑の中での現況確認ご苦勞様でした。 係長の方は現況確認後、7月まで入院されるとのことでしたが退院されましたでしょうか。 ご自愛下さい。早速、開示請求させていただきます。 お二人が現況確認された拙宅白根地番特定地番A南側部位をD情報相談課職員が平成20年10月21日に写したという写真の写しを開示願います。</p>	R 元. 8. 28	一部開示	R 元. 9. 25	建築相談票・引継票 (平成20年10月10日)のうちの写真	本件処分は請求文書に対してではなく行われたので取り消しを求める。
				<p>条例第7条第2項第2号</p>	<p>建築局 情報相談課</p>	<p>写真上の車のナンバープレート</p>	<p>旭区白根地番特定地番A南側部位を情報相談課職員が平成20年10月21日に撮影した写真は、「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)」の文書に含まれている。 本件対象行政文書のうち、写真上の車のナンバープレートは、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから非開示とした。</p>
35	2855	<p>建築指導課 社長をした従兄が林文字横浜市長様によろしく伝えてと言われております。課長補佐、係長による猛暑の中での現況確認ご苦勞様でした。係長の方は現況確認後、7月まで入院されるとのことでしたが退院されましたでしょうか。ご自愛下さい。早速、開示請求させていただきます。 拙宅白根地番特定地番A南側が平成4年に建築基準</p>	R 元. 9. 2	一部開示	R 元. 10. 9	平成21年度まち建道第653号	本件処分を取り消した上で、開示請求書に明示されている事象及び文書を開示されるよう裁決のやり直しを求める。
				<p>条例7条第2項 ア 第2号 イ 第3号ア</p>	<p>建築局 建築指導課</p>	<p>ア 個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番</p>	<p>開示請求書の記載から対象行政文書を特定した。 対象行政文書のうち、個人の氏名及び住所については、個</p>

		<p>法第 42 条第 2 項道路だと判定したと文書にありますが、現況確認した際、其の場所が公図上に無い。と言われましたね。建築指導課がご担当と賜りましたので公図上に明示されている公図の写し及び建築基準法第 42 条第 2 項の定義について記載されている文書の写しも合わせ開示願います。</p>		<p>ウ 第 6 号ア</p>		<p>イ 建築士印の印影 ウ 課税台帳情報</p>	<p>人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。</p> <p>また本件の対象行政文書のうち、個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、非開示とした。</p> <p>対象行政文書のうち、建築士印の印影については、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非開示とした。</p> <p>対象行政文書のうち、課税台帳情報は、租税の賦課及び徴</p>
--	--	---	--	-----------------	--	-------------------------------	--

							収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、非開示とした。
36	2856	<p>建築局建築指導課送着弁明書中 実施機関横浜市長は建建指第 783 号弁明書において、建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、と弁明した論拠及び根拠となった文書の開示。</p> <p>建築局建築指導課送着弁明書中 実施機関横浜市長は建建指第 783 号弁明書において、平成 21 年になって、当該道路部分（当該道路部分と弁明があるが、どこからどこまでかが明示された公図写の開示。</p>	R 元. 9. 5	一部開示	R 元. 10. 9	平成 21 年度まち建道第 653 号	本件処分を取り消した上で、開示請求書に明示されている事象及び文書を開示されるよう裁決のやり直しを求める。
				<p>条例 7 条第 2 項</p> <p>ア 第 2 号</p> <p>イ 第 3 号ア</p> <p>ウ 第 6 号ア</p>	建築局 建築指導課	<p>ア 個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番</p> <p>イ 建築士印の印影</p> <p>ウ 課税台帳情報</p>	<p>開示請求書の記載から対象行政文書を特定した。</p> <p>対象行政文書のうち、個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。</p> <p>また本件の対象行政文書のうち、個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることと</p>

							なるものであることから、非開示とした。 対象行政文書のうち、建築士印の印影については、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非開示とした。 対象行政文書のうち、課税台帳情報は、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、非開示とした。
37	2857	下記案件に対する延長は不可。実施機関に不可を理解させる条文及び規定の開示を願います。開示決定等期間延長通知書送着について、延長は不可です。実施機関横浜市長は延長期間内に再三文書を偽造し、更に変造を繰り返したことから延長は其の時間稼ぎと思慮し不可。道路第 490 号にて「平成 4 年に・・・と、既に謳われている実施機関道路局路政課に開示請求をしているにも関わらず、市民局市民情報室市民情報課（市市情第 792 号）から担当課などと、令和元年 9 月 13 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由 当該開示請	R 元. 10. 10	非開示	R 元. 11. 5	横浜市例規集 （横浜市の保有する情報の公開に関する条例）	「横浜市例規集（横浜市の保有する情報の公開に関する条例）」などと表題に謳った処分を取り消した上で、特定した各請求先である担当課から文書を開示されるよう、本件の非開示決定の裁決のやり直しを求める。
				条例第 17 条 第 3 項	市民局 市民情報課	—	開示請求書の記載から、開示決定等の期限の延長の要件を定める根拠規定が掲載されている行政文書である横浜市例規集を対象行政文書として特

		求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため…との理由づけは、虚偽理由です。平成31年4月26日に実施機関は現認し、既に5か月経過しようとしている。此のことから安易な延長は容認し難く、速やかに請求文書の開示を道路局所管課は路政課に求めます。					定した。 開示決定等の期限の延長については、条例第11条第2項に規定されている。そして、条例は「横浜市例規集」に掲載されているところ、横浜市市民情報センターにおいて、市民の利用に供することを目的として保存されている「図書」又は「刊行物」に該当し、条例が適用されないことから、非開示とした。
38	2858	下記案件に対し市民情報室が延長することは不可。実施機関に不可を理解させる条文及び規定の開示を願います。開示決定等期間延長通知書送着について、延長は不可です。実施機関横浜市長は延長期間内に再三文書を偽造し、更に変造を繰り返したことから延長は其の時間稼ぎと思慮し不可。既に案件について開示され謳われている実施機関所属関係課に開示請求をしているにも関わらず、市民局市民情報室市民情報課（市市情第803～811号）が担当課などと、令和元年9月17日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」との理由は虚偽。実施機関は全ての文書に担当課を名乗り、平成31年4月26日には実施機関が現地を確認してから5か月経過していることから安易な延長は容認し難く、請求事案を回答した横浜市長所属E道路局長、F建設局長、G環境創造局長及びH旭土木事務所長の各氏に於いて速やかな請求文書の開示を求めま	R元. 10. 10	非開示	R元. 11. 5	横浜市例規集 （横浜市の保有する情報の公開に関する条例）	「横浜市例規集（横浜市の保有する情報の公開に関する条例）」などと表題に謳った処分を取り消した上で、特定した各請求先である担当課から文書を開示されるよう、本件の非開示決定の裁決のやり直しを求める。
				条例第17条第3項	市民局 市民情報課	—	開示請求書の記載から、開示決定等の期限の延長の要件を定める根拠規定が掲載されている行政文書である横浜市例規集を対象行政文書として特定した。 開示決定等の期限の延長については、条例第11条第2項に規定されている。そして、条例は「横浜市例規集」に掲載されているところ、横浜市市民情報センターにおいて、市民の利用に供することを目的とし

		す。					て保存されている「図書」又は「刊行物」に該当し、条例が適用されないことから、非開示とした。
39	2859	<p>下記案件に対する延長は不可。実施機関に不可を理解させる条文及び規定の開示を願います。開示決定等期間延長通知書送着について、延長は不可です。実施機関横浜市長は延長期間内に再三文書を偽造し、更に変造を繰り返したことから延長は其の時間稼ぎと思慮し不可。環創地第 162 号（令和元年 7 月 24 日付にて「平成 4 年に・・・と謳われている。実施機関道路局総務課に開示請求をしているにも関わらず、市民局市民情報室市民情報課（市市情第 61 号）から担当課などと通知があった。令和元年 8 月 5 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由 当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため・・・との理由づけは 4 月 26 日に実施機関は現認し、既に 5 か月経過しようとしている。此のことから安易な延長は容認し難く、速やかに請求文書の開示を地籍調査課に求ます。</p>	R 元. 10. 8	非開示	R 元. 11. 5	横浜市例規集（横浜市の有する情報の公開に関する条例）	「横浜市例規集（横浜市の有する情報の公開に関する条例）」などと表題に謳った処分を取り消した上で、特定した各請求先である担当課から文書を開示されるよう、本件の非開示決定の裁決のやり直しを求める。
				条例第 17 条第 3 項	市民局市民情報課	—	<p>開示請求書の記載から、開示決定等の期限の延長の要件を定める根拠規定が掲載されている行政文書である横浜市例規集を対象行政文書として特定した。</p> <p>開示決定等の期限の延長については、条例第 11 条第 2 項に規定されている。そして、条例は「横浜市例規集」に掲載されているところ、横浜市市民情報センターにおいて、市民の利用に供することを目的として保存されている「図書」又は「刊行物」に該当し、条例が適用されないことから、非開示とした。</p>
40	2860	<p>下記案件に対する延長は不可。実施機関に不可を理解させる条文及び規定の開示を願います。開示決定等期間延長通知書送着について、延長は不可です。実施機関横浜市長は延長期間内に再三文書を偽造し、更に変</p>	R 元. 10. 8	非開示	R 元. 11. 5	横浜市例規集（横浜市の有する情報の公開時間に関する条例）	「横浜市例規集（横浜市の有する情報の公開に関する条例）」などと表題に謳った処分を取り消した上で、特定した

		造を繰り返したことから延長は其の時間稼ぎと思慮し不可。環創地第 211 号にて「平成 4 年・・・と謳われている。実施機関地籍調査課務課に開示請求をしているにも関わらず、市民局市民情報室市民情報課（市市情第 754 号）から担当課などと通知があった。令和元年 9 月 9 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由 当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため・・・との理由づけは 4 月 26 日に実施機関は現認し、既に 5 か月経過しようとしている。此のことから安易な延長は容認し難く、速やかに請求文書の開示を地籍調査課に求めます。		条例第 17 条第 3 項	市民局市民情報課	—	各請求先である担当課から文書を開示されるよう、本件の非開示決定の裁決のやり直しを求める。 開示請求書の記載から、開示決定等の期限の延長の要件を定める根拠規定が掲載されている行政文書である横浜市例規集を対象行政文書として特定した。 開示決定等の期限の延長については、条例第 11 条第 2 項に規定されている。そして、条例は「横浜市例規集」に掲載されているところ、横浜市市民情報センターにおいて、市民の利用に供することを目的として保存されている「図書」又は「刊行物」に該当し、条例が適用されないことから、非開示とした。
41	2861	下記案件に対する延長は不可。実施機関に不可を理解させる条文及び規定の開示を願います。開示決定等期間延長通知書送着について、延長は不可です。実施機関横浜市長は延長期間内に再三文書を偽造し、更に変造を繰り返したことから延長は其の時間稼ぎと思慮し不可。環創地第 211 号にて「平成 4 年に・・・と謳われている。実施機関地籍調査課に開示請求しているにも関わらず、市民局市民情報室市民情報課（市市情第 758 号）から担当課などと通知がありました。令和元年 9 月 10 日に開示請求がありました行政文書の決定等については横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその	R 元. 10. 8	非開示	R 元. 11. 5	横浜市例規集 （横浜市の保有する情報の公開に関する条例）	「横浜市例規集（横浜市の保有する情報の公開に関する条例）」などと表題に謳った処分を取り消した上で、特定した各請求先である担当課から文書を開示されるよう、本件の非開示決定の裁決のやり直しを求める。
				条例第 17 条第 3 項	市民局市民情報課	—	開示請求書の記載から、開示決定等の期限の延長の要件を定める根拠規定が掲載されている行政文書である横浜市例

		<p>期間を延長しましたので通知します。延長の理由 当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため…との理由づけは4月26日に実施機関は現認し、既に5か月経過しようとしている。此のことから安易な延長は容認し難く速やかに請求文書の開示を地籍調査課に求めます。</p>					<p>規集を対象行政文書として特定した。 開示決定等の期限の延長については、条例第11条第2項に規定されている。そして、条例は「横浜市例規集」に掲載されているところ、横浜市市民情報センターにおいて、市民の利用に供することを目的として保存されている「図書」又は「刊行物」に該当し、条例が適用されないことから、非開示とした。</p>
42	2862	<p>下記案件に対する延長は不可。実施機関に不可を理解させる条文及び規定の開示を願います。開示決定等期間延長通知書送着について、延長は不可です。実施機関横浜市長は延長期間内に再三文書を偽造し、更に変造を繰り返したことから延長は其の時間稼ぎと思慮し不可。環創地第211号（令和元年7月26日付にて「平成4年に…と謳われている。実施機関地籍調査課に開示請求をしているにも関わらず、市民局市民情報室市民情報課（市市情第618号）から担当課と通知があり、令和元年9月11日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由 当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため…との理由づけは4月26日に実施機関は現認し、既に5か月経過しようとしている。此のことから安易な延長は容認し難く、速やかに請求文書の開示を地籍調査課に求めます。</p>	R 元. 10. 8	非開示	R 元. 11. 5	<p>横浜市例規集 （横浜市の保有する情報の公開に関する条例）</p>	<p>「横浜市例規集（横浜市の保有する情報の公開に関する条例）」などと表題に謳った処分を取り消した上で、特定した各請求先である担当課から文書を開示されるよう、本件の非開示決定の裁決のやり直しを求める。</p>
				<p>条例第 17 条 第 3 項</p>	<p>市民局 市民情報課</p>	—	<p>開示請求書の記載から、開示決定等の期限の延長の要件を定める根拠規定が掲載されている行政文書である横浜市例規集を対象行政文書として特定した。 開示決定等の期限の延長については、条例第11条第2項に規定されている。そして、条例は「横浜市例規集」に掲載されているところ、横浜市市民情報センターにおいて、市民の</p>

							利用に供することを目的として保存されている「図書」又は「刊行物」に該当し、条例が適用されないことから、非開示とした。
43	2863	<p>下記案件に対する延長は不可。実施機関に不可を理解させる条文及び規定の開示を願います。開示決定等期間延長通知書送着について、延長は不可です。実施機関横浜市長は延長期間内に再三文書を偽造し、更に変造を繰り返したことから延長は其の時間稼ぎと思慮し不可。道路第 501 号にて「平成 4 年に・・・と謳われている。実施機関道路局総務課に開示請求をしているにも関わらず、市民局市民情報室市民情報課（市市情第 767 号）から担当課などと通知があった。令和元年 9 月 11 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由 当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため・・・との理由づけは 4 月 26 日に実施機関は現認し、既に 5 か月経過しようとしている。此のことから安易な延長は容認し難く速やかに請求文書の開示を路政課に求めます。</p>	R 元. 10. 8	非開示	R 元. 11. 5	横浜市例規集 (横浜市の有する情報の公開に関する条例)	「横浜市例規集（横浜市の有する情報の公開に関する条例）」などと表題に謳った処分を取り消した上で、特定した各請求先である担当課から文書を開示されるよう、本件の非開示決定の裁決のやり直しを求める。
				条例第 17 条 第 3 項	市民局 市民情報課	—	<p>開示請求書の記載から、開示決定等の期限の延長の要件を定める根拠規定が掲載されている行政文書である横浜市例規集を対象行政文書として特定した。</p> <p>開示決定等の期限の延長については、条例第 11 条第 2 項に規定されている。そして、条例は「横浜市例規集」に掲載されているところ、横浜市市民情報センターにおいて、市民の利用に供することを目的として保存されている「図書」又は「刊行物」に該当し、条例が適用されないことから、非開示とした。</p>
44	2864	<p>下記案件に対する延長は不可。実施機関に不可を理解させる条文及び規定の開示を願います。開示決定等期間延長通知書送着について、延長は不可です。実施機</p>	R 元. 10. 8	非開示	R 元. 11. 5	横浜市例規集 (横浜市の有する情報の公開に関	「横浜市例規集（横浜市の有する情報の公開に関する条例）」などと表題に謳った処分

		<p>関横浜市長は延長期間内に再三文書を偽造し、更に変造を繰り返したことから延長は其の時間稼ぎと思慮し不可。道総第 495 号 (令和元年 7 月 26 日付にて「平成 4 年に・・・と謳われている。実施機関道路局総務課に開示請求をしているにも関わらず、市民局市民情報室市民情報課 (市市情第 618 号) から担当課などと、令和元年 8 月 5 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため・・・との理由づけは 4 月 26 日実施機関に現認し、既に 5 か月経過しようとしている。此のことから安易な延長は容認し難く、速やかに請求文書の開示を道路局総務課に求めます。</p>				<p>する条例)</p>	<p>を取り消した上で、特定した各請求先である担当課から文書を開示されるよう、本件の非開示決定の裁決のやり直しを求める。</p>
				<p>条例第 17 条第 3 項</p>	<p>市民局市民情報課</p>	<p>—</p>	<p>開示請求書の記載から、開示決定等の期限の延長の要件を定める根拠規定が掲載されている行政文書である横浜市例規集を対象行政文書として特定した。 開示決定等の期限の延長については、条例第 11 条第 2 項に規定されている。そして、条例は「横浜市例規集」に掲載されているところ、横浜市市民情報センターにおいて、市民の利用に供することを目的として保存されている「図書」又は「刊行物」に該当し、条例が適用されないことから、非開示とした。</p>
45	2865	<p>下記案件に対する延長は不可。実施機関に不可を理解させる条文及び規定の開示を願います。開示決定等期間延長通知書送着について、延長は不可です。実施機関横浜市長は延長期間内に再三文書を偽造し、更に変造を繰り返したことから延長は其の時間稼ぎと思慮し不可。道路第 372 号 (令和元年 7 月 14 日付にて「平成 4 年に・・・と謳われている。実施機関道路局路政課に開示請求をしているにも関わらず、市民局市民情報室市民情報課 (市市情第 619 号) から担当課などと、令和元年 8 月 5 日開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の有する情報の公開に関</p>	<p>R 元. 10. 8</p>	<p>非開示</p>	<p>R 元. 11. 5</p>	<p>横浜市例規集 (横浜市の有する情報の公開に関する条例)</p>	<p>「横浜市例規集 (横浜市の有する情報の公開に関する条例)」などと表題に謳った処分を取り消した上で、特定した各請求先である担当課から文書を開示されるよう、本件の非開示決定の裁決のやり直しを求める。</p>
				<p>条例第 17 条第 3 項</p>	<p>市民局市民情報課</p>	<p>—</p>	<p>開示請求書の記載から、開示決定等の期限の延長の要件を定める根拠規定が掲載されて</p>

		<p>する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため…との理由づけは 4 月 26 日に実施機関は現認し、既に 5 か月経過しようとしている。此のことから安易な延長は容認し難く、速やかに請求文書の開示を道路局路政課に求めます。</p>					<p>いる行政文書である横浜市例規集を対象行政文書として特定した。</p> <p>開示決定等の期限の延長については、条例第 11 条第 2 項に規定されている。そして、条例は「横浜市例規集」に掲載されているところ、横浜市市民情報センターにおいて、市民の利用に供することを目的として保存されている「図書」又は「刊行物」に該当し、条例が適用されないことから、非開示とした。</p>
46	2866	<p>F 建築局長所属建築指導課送着の建建指第 33. 96. 141. 146. 335. 363. 412. 545. 597. 607. 651. 655. 746. 820. 824. 688. 879 号非開示決定通知書及び弁明書記載の文書内容について未開示にした上、御局の詭弁虚言の言い放題となっており困惑しております。改めて記載された「請求人の地番特定地番 A 地に対し、平成 4 年に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路である判定しました。などと論じているが、ア道路がどこにあるか。イその道路は幅員 4 m 未満であるか。ウその道路が都市計画編入以前から存在しているか。エその道路を利用しないと接道がとれない住宅が建ち並んでいる（最低でも 2 件ある）か。ア. イ. ウ. エ項について、建築基準法の判定に基づいた文書の閲覧開示を求めます。</p>	R 元. 9. 27	一部開示	R 元. 11. 6	道路審議票白根〇丁目 91	<p>開示請求書に特定し記載した請求文書を開示されるよう処分の取り消しと共に請求文書の開示を求める。</p>
				<p>条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア</p>	<p>建築局 建築指導課</p>	<p>ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 イ 建築士印の印影</p>	<p>開示請求書の記載から対象行政文書を特定した。</p> <p>個人の氏名、住所、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。</p> <p>土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能</p>

							であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。
47	2867	送付先〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地1号 kdx ビル5F 市建築局情報相談課長 ① 情報相談課が『写真を写し調査し調査書を作成し旧審査課へ渡したという調査書の原議写の開示。②調査した道路はどこにあるのか。③道路の幅員は何mか。④道路は都市計画編入以前から存在していたのか。④道路を利用しないと接道がとれない住宅が建ち並んでいたのか。立ち並んでいるのか。(最低でも2件ある) ①②③④各項目に対し開示願います。	R 元. 10. 24	一部開示	R 元. 11. 14	建築相談票・引継票 (平成 20 年 10 月 10 日)	請求した文書を特定したうえで開示されるよう、一部開示決定の処分のやり直しを求める。
				条例第7条第2項第2号	建築局 情報相談課	個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから非開示とした。

						号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	
48	2868	同上	R 元. 10. 24	一部開示	R 元. 11. 14	建築相談票・引継票 (平成 21 年 3 月 19 日)	請求した文書を特定した上で開示されるよう、一部開示決定の処分のやり直しを求める。
				条例第 7 条第 2 項第 2 号	建築局 情報相談課	個人の名前、住所、所在地、建築確認番号、案内図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図上の地番、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから非開示とした。
49	2869	環創地第 162 号（令和元年 7 月 24 日）付にて『①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、②当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、③平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更	R 元. 10. 4	一部開示	R 元. 11. 20	道路審議票白根〇丁目 91	偽造文書による一部開示決定による処分を取り消した上で、特定した文書を開示されるよう、本件の一部開示決定の裁決のやり直しを求める。
				条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア	建築局 建築指導課	ア 個人の名前、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報	開示請求書の記載から、対象行政文書を特定した。個人の名前、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を

		<p>しました。また、土地Aに関しては、④昭和 43 年に国土調査法・隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、と、本件非開示決定に至った経緯と虚偽虚言により弁明をされています。</p> <p>①判定した原議文書写の開示。②・是正指導が行われたとは何時、理由文書写の開示③・当該道路部分の文書写の開示。④・隣接する市道と、理解できる文書写しの開示</p>				イ 建築士印の印影	<p>識別できるものであることから非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p>
50	2870	<p>道総第 495 号（令和元年 7 月 26 日）付にて『①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、②当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、③平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。また、土地 A に関しては、④昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。⑥審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。以上のことに伴い、⑦土地 A</p>	R 元. 10. 4	一部開示	R 元. 11. 20	道路審議票白根〇丁目 91	<p>偽造文書による一部開示決定による処分を取り消した上で、特定した文書を開示されるよう、本件の一部開示決定の裁決のやり直しを求める。</p>
				<p>条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア</p>	<p>建築局 建築指導課</p>	<p>ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 イ 建築士印の印影</p>	<p>開示請求書の記載から、対象行政文書を特定した。</p> <p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権</p>

		地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』と、本件非開示決定に至った経緯と虚偽虚言により弁明をされています。①判定した原議文書写の開示。②・是正指導が行われたとは何時、理由文書写の開示③・当該道路部分の文書写の開示。④・隣接する市道と、理解できる文書写しの開示。⑤従前所有者と市との手続き完了文書写しの開示。⑥隣接する市道分かる文書の開示。⑦ア土地A地先の開示。イ同道路判定範囲の開示。ウ隣接する市道との境界の開示。					利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。
51	2871	道路第 372 号（令和元年 7 月 14 日）付にて『①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、②当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、③平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。また、土地 A に関しては、④昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。⑥審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境	R 元. 10. 4	一部開示	R 元. 11. 20	道路審議票白根○丁目 91	偽造文書による一部開示決定による処分を取り消した上で、特定した文書を開示されるよう、本件の一部開示決定の裁決のやり直しを求める。
				条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア	建築局 建築指導課	ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 イ 建築士印の印影	開示請求書の記載から、対象行政文書を特定した。 個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造するこ

		<p>界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。以上のことに伴い、⑦土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』と、本件非開示決定に至った経緯と虚偽虚言により弁明をされています。①判定した原議文書写の開示。②・是正指導が行われたとは何時、理由文書写の開示③・当該道路部分の文書写の開示。④・隣接する市道と、理解できる文書写しの開示。⑤従前所有者と市との手続き完了文書写しの開示。⑥隣接する市道分かる文書の開示。⑦ア土地A地先の開示。イ同道路判定範囲の開示。ウ隣接する市道との境界の開示。</p>					<p>とが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p>
52	2872	<p>環創地第 162 号（令和元年 7 月 24 日）付にて『①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。其の後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、②当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、③平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。また、土地 A に関しては、④昭和 43 年に国土調査法・隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、と、本件非開示決定に至った経緯と虚偽虚言により弁明をされています。①判定した原議文書写の開示。②・是正指導が行われたとは何時、理由文書写の開示③・当該道路部分の文</p>	R 元. 10. 4	一部開示	R 元. 11. 20	<p>違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成 20 年度まち建審第 398 号）</p>	<p>偽造文書による一部開示決定による処分を取り消した上で、特定した文書を開示されるよう、本件の一部開示決定の裁決のやり直しを求める。</p>
				<p>条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>	<p>建築局 建築指導課</p>	<p>個人の名前、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号</p>	<p>開示請求書の記載から、対象行政文書を特定した。非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから非開示とした。</p>

		書写の開示。④・隣接する市道と、理解できる文書写しの開示					
53	2873	道総第 495 号（令和元年 7 月 26 日）付にて『①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、②当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、③平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。また、土地 A に関しては、④昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市の間で行われ境界標が設置されました。⑥審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。以上のことに伴い、⑦土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありますが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』と、本件非開示決定に至った経緯と虚偽虚言により弁明をされています。①判定した原議文書写の開示。②・是正指導が行われたとは何時、理由文書写の開示③・当該道路部分の文書写	R 元. 10. 4	一部開示	R 元. 11. 20	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成 20 年度まち建審第 398 号）	偽造文書による一部開示決定による処分を取り消した上で、特定した文書を開示されるよう、本件の一部開示決定の裁決のやり直しを求める。
				条例第 7 条第 2 項第 2 号	建築局 建築指導課	個人の名前、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号	開示請求書の記載から、対象行政文書を特定した。非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから非開示とした。

		の開示。④・隣接する市道と、理解できる文書写しの開示。⑤従前所有者と市との手続き完了文書写しの開示。⑥隣接する市道分かる文書の開示。⑦ア土地A地先の開示。イ同道路判定範囲の開示。ウ隣接する市道との境界の開示。					
54	2874	道路第 372 号（令和元年 7 月 14 日）付にて『①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、②当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、③平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。また、土地 A に関しては、④昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市の間で行われ境界標が設置されました。⑥審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。以上のことに伴い、⑦土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』と、本件非開示決定に至った経緯と虚偽虚言により弁明をされています。①判	R 元. 10. 4	一部開示	R 元. 11. 20	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成 20 年度まち建審第 398 号）	偽造文書による一部開示決定による処分を取り消した上で、特定した文書を開示されるよう、本件の一部開示決定の裁決のやり直しを求める。
				条例第 7 条第 2 項第 2 号	建築局 建築指導課	個人の名前、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号	開示請求書の記載から、対象行政文書を特定した。非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから非開示とした。

		定した原議文書写の開示。②・是正指導が行われたとは何時、理由文書写の開示③・当該道路部分の文書写の開示。④・隣接する市道と、理解できる文書写しの開示。⑤従前所有者と市との手続き完了文書写しの開示。⑥隣接する市道分かる文書の開示。⑦ア土地A地先の開示。イ同道路判定範囲の開示。ウ隣接する市道との境界の開示。					
55	2875	<p>環創地第 162 号（令和元年 7 月 24 日）付にて『①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、②当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、③平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。また、土地 A に関しては、④昭和 43 年に国土調査法・・・隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、と、本件非開示決定に至った経緯と虚偽虚言により弁明をされています。</p> <p>①判定した原議文書写の開示。②・是正指導が行われたとは何時、理由文書写の開示③・当該道路部分の文書写の開示。④・隣接する市道と、理解できる文書写しの開示</p>	R 元. 10. 4	<p>一部開示</p> <p>条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア ウ 第 6 号柱書</p>	R 元. 11. 20	<p>平成 21 年度まち建道第 653 号</p> <p>ア 個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 イ 建築士印の印影 ウ 課税台帳情報</p>	<p>偽造文書による一部開示決定による処分を取り消した上で、特定した文書を開示されるよう、本件の一部開示決定の裁決のやり直しを求める。</p> <p>開示請求書の記載から、対象行政文書を特定した。 個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。 個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることから非開示と</p>

							<p>した。</p> <p>建築士印の印影については、開示するとこれらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p> <p>課税台帳情報は、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、非開示とした。</p>
56	2876	<p>道総第 495 号（令和元年 7 月 26 日）付にて『①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、②当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、③平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。また、土地 A に関しては、④昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。⑥審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境</p>	R 元. 10. 4	一部開示	R 元. 11. 20	平成 21 年度まち建道第 653 号	<p>偽造文書による一部開示決定による処分を取り消した上で、特定した文書を開示されるよう、本件の一部開示決定の裁決のやり直しを求める。</p>
				<p>条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア ウ 第 6 号柱書</p>	<p>建築局 建築指導課</p>	<p>ア 個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 イ 建築士印の印影 ウ 課税台帳情報</p>	<p>開示請求書の記載から、対象行政文書を特定した。</p> <p>個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であっても、特定の個人を識別することができるものであることから非開示とした。</p> <p>個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また</p>

		<p>界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。以上のことに伴い、⑦土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』と、本件非開示決定に至った経緯と虚偽虚言により弁明をされています。①判定した原議文書写の開示。②・是正指導が行われたとは何時、理由文書写の開示③・当該道路部分の文書写の開示。④・隣接する市道と、理解できる文書写しの開示。⑤従前所有者と市との手続き完了文書写しの開示。⑥隣接する市道分かる文書の開示。⑦ア土地A地先の開示。イ同道路判定範囲の開示。ウ隣接する市道との境界の開示。</p>					<p>土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、開示するとこれらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p> <p>課税台帳情報は、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、非開示とした。</p>
57	2877	<p>道路第 372 号（令和元年 7 月 14 日）付にて『①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番Aの土地（以下「土地A」といいます。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、②当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、③平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しま</p>	R 元. 10. 4	<p>一部開示</p>	R 元. 11. 20	平成 21 度まち建道第 653 号	<p>偽造文書による一部開示決定による処分を取り消した上で、特定した文書を開示されるよう、本件の一部開示決定の裁決のやり直しを求める。</p>
				<p>条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号 ウ 第 6 号</p>	<p>建築局 建築指導課</p>	<p>ア 個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 イ 建築士印の印</p>	<p>個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから非開示</p>

		<p>した。また、土地Aに関しては、④昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。⑥審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。以上のことに伴い、⑦土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』と、本件非開示決定に至った経緯と虚偽虚言により弁明をされています。</p> <p>①判定した原議文書写の開示。②・是正指導が行われたとは何時、理由文書写の開示③・当該道路部分の文書写の開示。④・隣接する市道と、理解できる文書写の開示。⑤従前所有者と市との手続き完了文書写の開示。⑥隣接する市道分かる文書の開示。⑦ア土地A地先の開示。イ同道路判定範囲の開示。ウ隣接する市道との境界の開示。</p>				<p>影 ウ 課税台帳情報</p>	<p>とした。</p> <p>個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p> <p>課税台帳情報は、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、非開示とした。</p>
58	2878	<p>送付先〒231-0012 横浜市中区相生町 3 丁目 56 番地 1 号 kdx ビル 5 F 市建築局情報相談課長</p> <p>① 情報相談課が『写真を写し調査し調査書を作成し</p>	R 元. 10. 30	一部開示	R 元. 11. 21	<p>建築相談票・引継票 (平成 20 年 10 月 10 日)</p>	<p>処分を取り消した上で、開示請求書に特定した文書について開示されるよう審議の上、</p>

		旧審査課へ渡したという調査書の原議写の開示。②調査した道路はどこにあるのか。③道路の幅員は何mか。④道路は都市計画編入以前から存在していたのか。④道路を利用しないと接道がとれない住宅が建ち並んでいたのか。又は立ち並んでいるのか。①②③④各項に対し開示願います。					再裁決を求める。
				条例第7条第2項第2号	建築局 情報相談課	個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
59	2879	同上	R元. 10. 30	一部開示	R元. 11. 21	建築相談票・引継票 (平成21年3月19日)	処分を取り消した上で、開示請求書に特定した文書について開示されるよう審議の上、再裁決を求める。
				条例第7条第2項第2号	建築局 情報相談課	個人の名前、住所、所在地、建築確認番号、案内図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当

						路台帳平面図、道路台帳区域線図上の地番、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号	し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
60	2880	情報相談課、旭区白根地番特定地番A請求者宅に関し、平成20年10月21日に写した。と家人が撮影者Iさんと会話をしている写真を、何度も開示されておりますが、平成20年10月21日に写された写真ではありません。平成20年10月21日に写した写真の開示。	R元. 10. 30	一部開示	R元. 11. 21	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの写真	処分を取り消した上で、開示請求書に特定した文書について開示されるよう審議の上、再裁決を求める。
				条例第7条第2項第2号	建築局 情報相談課	写真上の車のナンバープレート	写真上の車のナンバープレートは、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
61	2881	地籍調査課、旭区白根地番特定地番A請求者宅に関する成果簿算出の根拠とされた敷地4角が公図上の明示されている公図の開示。及び同敷地の筆界杭位置記載の公図写の開示	R元. 10. 24	一部開示	R元. 11. 22	昭和43年度国土調査調査図横浜市旭区白根町特定地番A周辺	2文書を請求しているにも関わらず、1文書のみにした、一部開示決定処分の取り消しを求める。と共に、特定し記載している2文書について再審議を行った上で一部開示決定或いは全部開示決定の再裁決を求める。
				条例第7条第2項第2号	環境創造局 地籍調査課	個人の氏名	個人の氏名の部分については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

62	2882	建築指導課、旭区白根地番特定地番A請求者宅に関する道路審議票白根92文書写しの開示 道路局道路調査課 請求者が立ち会った旭区白根地番特定地番A宅に接する道路の公図写しの開示。	R元. 10. 29	非開示	R元. 11. 28	旭区白根特定丁目特定地番A宅に接する道路の公図写し	非開示決定処分を取り消しを求める。と共に、実施機関は請求者が特定している文書を開示されるよう再審議を行った上で再裁決を求める。
				条例第 10 条第 2 項	道路局道路調査課	—	本件土地に係る公図は全て廃棄済みであり、保有していないため、非開示とした。
63	2883	送付先 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市道路局道路部路政課長 道路局路政課長が、開示の席で登記したという地番文書の開示。更に『アッ、そこだったのか。』の『そこだったのかの地番の開示。	R元. 10. 23	一部開示	R元. 12. 2	市道白根第 164 号線に係る改廃原義一式 (昭和 40 年 5 月市会)	請求文書を開示されるよう再審議による裁決を求める。
				条例第 7 条第 2 項第 2 号	道路局路政課	個人の氏名及び住所	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
64	2884	道路局路政課 ①旭区白根地番特定地番A 宅に接する道路の公図写しの開示。②同現形図の開示	R元. 10. 30	非開示	R元. 12. 2	②旭区白根地番特定地番A宅に接する道路現形図	請求文書を開示されるよう再審議による裁決を求める。
				条例第 10 条第 2 項	道路局路政課	—	本件の対象行政文書は「横浜市特定県営住宅敷地現形図」である。路政課でマイクロフィルム化して保存している昭和 39 年 7 月 15 日付神奈川県知事からの上地願いに当該図面は添付されておらず、またその後も路政課では作成しておらず、保有していないため非開示とした。

65	2885	送付先 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市道路局道路部路政課長 道路局路政課長が、開示の席で登記したという地番の開示。更に『アッ、そこだったのか。』と言われた①「そことは何処か公図の開示。②そこだったのかの地番の開示。	R 元. 10. 30	一部開示	R 元. 12. 2	市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会)	請求文書を開示されるよう再審議による裁決を求める。
				条例第 7 条第 2 項第 2 号	道路局路政課	個人の氏名及び住所	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、また、本号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とした。
66	2886	林文字横浜市長所属建築局長所属から令和元年 10 月 7 日付作成文書『林文字横浜市長 (所属建築局長) が保有する「令和元年 10 月 4 日建建指第 1227 号同記番号 3 件の文書、同様令和元年 10 月 4 日建建指第 1228 号による同記番号 3 件の文書、同令和元年 10 月 4 日建建指第 1229 号による同記番号 3 件の文書。の計 9 件による」あて作成文書について情報開示請求をします。 「送付来文書に記載された表題等の記録によると 特定個人の特定言動が記録されている本内容は、記録作成者が事実と反した嘘偽作成した公文書である。よって(1) 各文書について実際の記録作成年月日、(2) 作成後、記録を修正した事実の有無、もしあるならば、修正年月日、修正した者の所属、役職、氏名 (3) 本記録の作成者の所属、役職、氏名、(4) 本記録内容を裏付けるもの (5) 当方の言動内容について、記録者の言動の内容が間違いないと証言している者の有無、もしあるなら、その者の所属、役職、氏名、及び内容 (6) K名或いはL名、または JNビル (名称変更があった模様) を訪問し指摘し確認して頂いたにも関わらず送付の記載をされております。偽造でないとその行動を証するも (7) 「・・・開示することにより・・・」	R 元. 10. 23	非開示	R 元. 12. 3	林文字横浜市長所属建築局長所属から令和元年 10 月 7 日付作成文書『林文字横浜市長 (所属建築局長) が保有する「令和元年 10 月 4 日建建指第 1227 号同記番号 3 件の文書、同様令和元年 10 月 4 日建建指第 1228 号による同記番号 3 件の文書、同令和元年 10 月 4 日建建指第 1229 号による同記番号 3 件の文書。の計 9 件による」あて作成文書について情報開示請求をします。 「送付来文書に記載された表題等の	非開示決定の処分を取り消した上で請求した文書を特定し、審議していただいた上で開示されるよう再裁決を求める。

		<p>云々と記録記載されていますが、請求者に請求された旨を裏付けるもの、(8)「送付された者の所属、役職、氏名」。「同8月20日に発送した理由及び発送者の所属、役職、氏名、及び発送時刻、」。(9)以上の1から(8)までを証する公務員が職務上作成した記録、文書、メモ、及び電磁的記録」の開示請求</p>			<p>記録によると 特定個人の特定言動が記録されている本内容は、記録作成者が事実と反した虚偽作成した公文書である。</p> <p>よって(1) 各文書について実際の記録作成年月日、(2) 作成後、記録を修正した事実の有無、もしあるならば、修正年月日、修正した者の所属、役職、氏名 (3) 本記録の作成者の所属、役職、氏名、(4) 本記録内容を裏付けるもの (5) 当方の言動内容について、記録者の言動の内容が間違いないと証言している者の有無、もしいるなら、その者の所属、役職、氏名、及び内容 (6) K名或いはL名、または JN ビル (名称変更があった模様) を訪問し指摘し確認して頂いたにも関わらず送付の記載</p>	
--	--	--	--	--	--	--

						<p>をされております。偽造でないとその行動を証するも(7)「・・・開示することにより・・・」云々と記録記載されていますが、請求者に請求された旨を裏付けるもの、(8)「送付された者の所属、役職、氏名」。「同8月20日に発送した理由及び発送者の所属、役職、氏名、及び発送時刻、」。(9)以上の1から(8)までを証する公務員が職務上作成した記録、文書、メモ、及び電磁的記録」の開示請求</p>	
				<p>条例第9条</p>	<p>建築局 建築指導課</p>	<p>—</p>	<p>存否応答拒否の適用に当たっては、「①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実が公になること」及び「②①で公になる事実には、非開示理由に該当する事</p>

							<p>実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解されている。</p> <p>ア まず、本件請求が上記①の要件に該当するかどうかについて説明する。</p> <p>本件請求は、特定個人を名指しし、特定個人名が記された一部開示決定通知書の開示を求めている。したがって、一部開示決定又は非開示決定を行えば特定個人が開示請求を行った事実が明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば特定個人が開示請求を行っていないことを答えることになる。その結果、特定個人による開示請求が行われた事実の有無が明らかになり、名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になることとなる。</p> <p>したがって、上記①の要件に該当する。</p> <p>イ 次に、本件請求に係る情報が上記②の要件に該当するか否か、すなわち条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当するか否かについて説明する。</p> <p>(ア) 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

							<p>報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができる」と規定している。</p> <p>(イ) 特定個人による開示請求が行われた事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>したがって、上記②の要件に該当する。</p> <p>ウ 以上から、本件請求は、条例第9条に該当し、非開示とした。</p>
67	2887	E 道路局調所属路政課は道路第490号送着文書において請求人の地番特定地番A地に対し、平成4年に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定しました。と路政課の掌理事項外について論じているが、ア道路がどこにあるか。 イその道路は幅員4m未満であるか。ウその道路が	R 元. 10. 29	一部開示 条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第3号ア	R 元. 12. 5 建築局 建築指導課	道路審議票白根○丁目91 ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される	<p>処分を取り消した上で、開示請求書に特定している文書を開示されるよう審議の上、再裁決を求める。</p> <p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもので</p>

		<p>都市計画編入以前から存在しているか。エその道路を利用しないと接道がとれない住宅が建ち並んでいる（最低でも2件ある）か。ア. イ. ウ. エ項について建築基準法の判定に基づいた文書をA4用紙1枚に要約された上で開示を求めます。</p>				<p>情報 イ 建築士印の印影</p>	<p>あることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>また、土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>設計図書に押印された建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。</p>
--	--	---	--	--	--	-------------------------	---

68	2888	建築指導課、旭区白根地番特定地番A請求者宅に関する道路審議票白根92文書写しの開示 道路局道路調査課 請求者が立ち会った旭区白根地番特定地番A宅に接する道路の公図写しの開示。	R元. 10. 29	一部開示	R元. 12. 5	道路審議票白根○ 丁目91	処分を取り消した上で、開示請求書に特定した文書を開示されるよう審議の上、再裁決を求める。
				条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第3号ア	建築局 建築指導課	ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 イ 建築士印の印影	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 また、土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 設計図書に押印された建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可

							能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。
69	2889	送付先〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地1号 kdx ビル7F市建築局建築指導課長 横浜市長所属D情報相談課員が調査し請求者宅に関する写真を写したと言われ、建築局道路課(現指導課)及び旧審査課が「違反建築に対する是正勧告及び呼出通知書」を請求者宅に送付されたことについて、『各課長及び係長が謝罪したという文書の開示』。	R 元. 10. 29	一部開示	R 元. 12. 5	違反建築物に対する是正勧告の取り消しについて (平成21年度まち建審第310号)の施行文書	処分を取り消した上で、開示請求書に特定した文書を開示されるよう審議の上、再裁決を求める。
				条例第7条第2項第2号	建築局 建築指導課	個人の氏名及び住所	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
70	2890	実施機関建築局は開示請求に対し、既に平成18年9月12日に現地確認し謝罪している。其の後も建築局は建築審査課長が確認し市長名で謝罪した案件を顧みずに①建情第1188、1188号により「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)同記番号で「建築相談票・引継票(平成21年3月19日)」990円請求などと、請求書記載とは乖離した文書により一部開示をされ困惑。支払いは拒否させていただきます。開示請求書を熟読した上で、②請求者宅及び界隈を平成20年10月21日に写し、写真、調査書等を同22日に審査課に手交したという②項文書と合わせ開示願います。	R 元. 11. 11	一部開示	R 元. 12. 6	建築相談票・引継票 (平成20年10月10日)	請求人として開示請求があったなら、請求人が特定した事案文書を審議の上、開示されるよう求める。
				条例第7条第2項第2号	建築局 情報相談課	個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも

						地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	該当しない。
71	2891	実施機関所属は、既に平成18年9月12日に現況確認した案件を顧みず、平成20年10月同様の失態を行い偽造した文書により正当化を謀り、開示請求文書を開示せずに隠ぺいを繰り返している。情報相談課が平成20年10月21日に請求者宅を写したという写真の開示。	R 元. 11. 12	一部開示	R 元. 12. 6	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの写真	請求人として開示請求があったなら、請求人が特定した事案文書を審議の上、開示されるよう求める。
				条例第7条第2項第2号	建築局 情報相談課	写真上の車のナンバープレート	写真上の車のナンバープレートは、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
72	2892	実施機関所属情報相談課長は 既に平成18年9月12日に係長時に現況確認させた。其の後、現建築指導部長（当時建築審査課長）同M道路課長他は、林文子横浜市長名で謝罪した案件に対し、平成20年10月21日に請求者宅を調査し写真を写し調査書を作成したと言い、事実化を図っている。「平成20年10月21日に請求者宅を調査し写真を写し調査書を作成したと	R 元. 11. 12	一部開示	R 元. 12. 6	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）	請求人として開示請求があったなら、請求人が特定した事案文書を審議の上、開示されるよう求める。
				条例第7条第2項第2号	建築局 情報相談課	個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を

		言われている同日の事実に基づき作成した調査書及び写真の開示。」				図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	識別することができる情報であることから本号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
73	2893	<p>情報相談課 「平成 20 年 10 月 21 日に写した写真及び作成した調査書写し双方の開示」に対し未開示されましたが、既に御課は C.D にして保管した後、紙に印刷したので廃棄した。と、C.D を開示しておりません。平成 20 年 10 月 10 日のうちの写真・は請求しておりません。誤魔化さないでくださいね。「平成 20 年 10 月 21 日に写し紙に印刷した写真と調査書の写し双方の開示」ですよ。</p> <p>情報相談課 「平成 20 年 10 月 21 日に写した写真及び作成した調査書写し双方の開示」情報相談課は、平成 24 年 11 月情報相談課、建築道路課、建築審査課、違反对策課、道路局路政課による合同の文書開示が建築道路課で行われた席に於いて、事前に、監察部違反对策課 N 課</p>	R 元. 11. 13	一部開示	R 元. 12. 6	建築相談票・引継票 (平成 20 年 10 月 10 日)	請求人として開示請求があったなら、請求人が特定した事案文書を審議の上、開示されるよう求める。
		<p>条例第 7 条第 2 項第 2 号</p> <p>建築局 情報相談課</p>		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。		

		長が各課に行った1『旭区白根特定丁目特定地番Aに関する該当箇所の文書の一切』。2『上記文書に附随して同所等を撮影した写真一切』に関する調査に対し、『旭区白根特定丁目特定地番Aに関する該当箇所の文書一切及び上記文書に附随して同所等を撮影した写真一切に該当する行政文書は作成しておらず、当該地番に関する写真を撮影した事実もなく、存在していない。』と答えている。にも関わらず、令和元年5月17日の横浜市情報公開・個人情報保護審査会の聴取に対し、平成20年10月21日に調査をし写真も写したと言われています。「平成20年10月21日に写した写真及び作成した調査書双方の文書写しの開示請求」				可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	
74	2894	情報相談課平成20年10月21日に請求者宅を写し調査書も作られたと42回言われているが一度も開示されない。再度、「平成20年10月21日に請求者宅を写した写真。及び作成した②調査書の開示を求める。担当課が発出している文書に対し、担当課と記載のある部署へ請求している。市民情報室が当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」などと延長することは不可。	R元. 11. 20	一部開示	R元. 12. 9	建築相談票・引継票 (平成20年10月10日)	処分を取り消した上で、請求人が特定した事案文書を審議の上、開示されるよう求める。
				条例第7条第2項第2号	建築局 情報相談課	個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナ	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

						ンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	
75	2895	情報相談課・中区関内 JN ビル建築局建築情報課と建築道路課、同審査課へ「違法建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」の開示に出向き、「20.10.21」と紙に謄写された写真絵を誤魔化して開示されましたが、平成20年10月21日に写したと言われる。写真の原議写しの開示を求めます。	R 元. 12. 2	一部開示	R 元. 12. 18	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）	処分を取り消した上で、請求人が文書を特定し請求した事案文書を開示されるよう求める。
				条例第7条第2項第2号	建築局 情報相談課	個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
76	2896	情報相談課「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータは、・・・(・H20.10.21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである。」との返書に対し「平成20年10月21日に撮影さ	R 元. 12. 5	一部開示	R 元. 12. 19	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの写真	処分を取り消し、審査請求人が文書を特定し「平成20年10月21日に記録として撮影したと言う写真」を請求した事案

		れた写真の開示。」					に関する写真を開示されるよう求めます。
				条例第7条第2項第2号	建築局 情報相談課	写真上の車のナンバープレート	写真上の車のナンバープレートは、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
77	2897	<p>道路局路政課送着文書 道路第 278 号にて請求人の地番特定地番A地に対し、『平成4年に建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路であると判定しました』について、該当する道路が明示された地籍図の開示を求めます。</p> <p>道路局総務課送着文書 道総第 211 号にて請求人の地番特定地番A地に対し、『・・・請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。』について、何に対し是正指導されたという文書及びそのことに関し明示された地籍図の開示を求めます。</p> <p>建築局情報相談課送着文書 建情第 527 号にて請求人の地番特定地番A地に対し、『・・・また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査が行われ・・・』について、神奈川県から移譲受けした道路敷を横浜市は昭和40年に登記し、官民の境界が決まり、民地へ順次波及しましたが該当する場所が明示された地籍図の開示を求めます。</p> <p>道路局旭土木事務所送着文書 旭土第1109号にて請求人の地番特定地番A地に対し、『しかし、平成21年になって、当該道路部分が建築基準法第42条第2項</p>	R元. 12. 2 R元. 12. 6	開示	R元. 12. 25	昭和43年度 国土調査 地籍図 旭区白根町特定地番A周辺	実施機関が「昭和43年度 国土調査 地籍図 旭区白根町特定地番A周辺」と謳い、請求があったなどと、開示決定された文書は請求していない。請求した文書を特定した上で開示されることを求める。
		条例第10条第1項		環境創造局 地籍調査課	—	審査請求人は、11月15日に出された別の5件の開示請求において、開示を求める文書として「地番特定地番A地に対し・・・明示された地籍図」と記載している。したがって、請求された土地について昭和43年度に地籍調査を行い作成した地籍図と解釈して文書を特定した。	

		<p>に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。』について、判明した理由及び該当する場所と区域が明示された地籍図と道路判定を変更した論拠文書の開示を求めます。</p> <p>道路局道路調査課送着文書 道道調第 296 号にて請求人の地番特定地番A地に対し、『・・・実施機関は道路判定を変更しました。』について、該当する場所及び変更理由が明示された文書地籍図の開示を求めます。同『・・・請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、・・・』について、誤りを指摘している。該当する場所が明示された地籍図と指摘に対し道路判定を変更した論拠文書の開示を求めます。</p> <p>建築局建築指導課送着文書 建建指第 545 号にて請求人の地番特定地番A地に対し、『・・・平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。』について、該当する場所が明示された地籍図及び協議書、承諾場所が表示図と一帯となった表示図に署名されている承諾書の開示を求めます。</p>					
78	2898	<p>実施機関所属。路政課長は横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を得た後、請求者に「環境創造局地籍調査課が登記した」と豹変した。「環境創造局地籍調査課が登記した土地が明示された公図写の開示。</p>	R 元. 11. 12	非開示	R 元. 12. 26	<p>実施機関所属。路政課長は横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を得た後、請求者に「環境創造局地籍調査課が登記した」と豹変した。「環境創造局地籍調査課が登記した土地が明示された公図写の開示。</p>	<p>「令和元年 11 月 12 日付・環創地第 330. 325 号」にて、請求があったなどと非開示決定された文書は請求していない。 したがって、本件処分については取り消した上で、請求先道路局道路路政課から適切に開示されることを求める。</p>

				条例第 10 条 第 2 項	環境創造局 地籍調査課	—	地籍調査課では、登記所に地籍図及び地籍簿の写しを送付するが、登記は行っていない。以上のことから、審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。
79	2899	実施機関所属。路政課長が横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を得た後、請求者に「環境創造局地籍調査課が登記した」と豹変しているが、「環境創造局地籍調査課が登記した場所と開示請求者の土地が明示された公図写の開示。	R 元. 11. 12	非開示	R 元. 12. 26	実施機関所属。路政課長が横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を得た後、請求者に「環境創造局地籍調査課が登記した」と豹変しているが、「環境創造局地籍調査課が登記した場所と開示請求者の土地が明示された公図写の開示。	「令和元年 11 月 12 日付・環創地第 330.325 号」にて、請求があったなどと非開示決定された文書は請求していない。したがって、本件処分については取り消した上で、請求先道路局道路路政課から適切に開示されることを求める。
				条例第 10 条 第 2 項	環境創造局 地籍調査課	—	地籍調査課では、登記所に地籍図及び地籍簿の写しを送付するが、登記は行っていない。以上のことから、審査請求人の求めている文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。
80	2900	情報相談課平成 20 年 10 月 21 日旭区白根地番特定地番 A 地の写真を写し調査書を作成し審査課へ渡したとのこと。①其の「写真と調査書の開示」②審査課へ渡した文書の枚数の開示」	R 元. 12. 18	一部開示	R2. 1. 8	建築相談票・引継票（平成 20 年 10 月 10 日）」と表題に掲げて行った一部開示決定の処分の取り消しを求める。」 其の上で、「平成 20 年 10 月 21	

							日」に記録として撮影したと、実施機関が言われるが一度も開示されたことが無い、「平成20年10月21日」に撮影した写真及び同日作成したと言う調査書を開示されるよう求める。
				条例第7条第2項第2号	建築局 情報相談課	個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	対象行政文書のうち非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから非開示とした。
81	2901	建築局情報相談課が平成20年10月21日に請求者宅を写した写真及び調査書の開示。 市民情報室市民情報課（市市情第803～811及び1103号）が担当課などと謳い延長することはダメです。各	R元. 12. 27	一部開示	R2. 1. 17	建築相談票・引継票 （平成20年10月10日）	実施機関が請求外異文書を表題に掲げ、請求金額750円などを行った一部開示決定の取り消しを求める。

		担当課が既に開示した案件について、開示された担当課に開示請求をしている。従って、令和元年 11 月 8 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」との理由は明白な嘘です。平成 31 年 4 月 26 日には実施機関が現地を確認しています。安易な延長により、7 月 17 日請求は所在不明で未処分になっている。各請求事案は特定した担当課からの開示を求めます。		条例第 7 条第 2 項第 2 号	建築局 情報相談課	個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	対象行政文書のうち非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから非開示とした。
82	2902	建築審査課が昭和 18 年 9 月 12 日に請求者宅を調査した際に請求者が署名した調査書の開示。市民情報室市民情報課（市市情第 803～811 及び 1103 号）が担当課などと謳い延長することはダメです。各担当課が既に開示した案件について、開示された担当課に開示請求をしている。従って、令和元年 11 月 8 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」との理由は明白な嘘で	R 元. 12. 27	一部開示	R2. 1. 17	建築相談票（平成 18 年 8 月 23 日）	実施機関が請求外異文書を表題に掲げ、請求金額 144 円などを行った一部開示決定処分の取り消しを求める。
				条例第 7 条第 2 項第 2 号	建築局 情報相談課	個人の名前、住所、所在地、案内図、建築基準法道路種別の地図、個人印の印影、確認番号、付近見取図	対象行政文書のうち非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから非開示とした。

		<p>す。平成 31 年 4 月 26 日には実施機関が現地を確認しています。安易な延長により、7 月 17 日請求は所在不明で未処分になっている。各請求事案は特定した担当課からの開示を求めます。</p> <p>建築審査課（現建築指導課）が昭和 18 年 9 月 12 日に請求者宅を写した調査書の開示。</p> <p>市民情報室市民情報課（市市情第 803～811 及び 1103 号）が担当課などと謳い延長することはダメです。各担当課が既に関示した案件について、開示された担当課に関示請求をしている。従って、令和元年 11 月 8 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」との理由は明白な嘘です。平成 31 年 4 月 26 日には実施機関が現地を確認しています。安易な延長により、7 月 17 日請求は所在不明で未処分になっている。各請求事案は特定した担当課からの開示を求めます。</p>					
83	2903	<p>市民局市民情報室長所属が、市市情第 1103 号『令和元年 11 月 8 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項に規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。』延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」と市民情報室が文書を出しているにも関わらず、「所管課の特定に日時を要し」と遅延させている不当開示請求遅延行為に対し、市民局市民情報室長の決裁文書の開示を求めます。</p>	R 元. 12. 19	一部開示	R2. 1. 17	令和元年 11 月 8 日付開示請求に係る決定期間の延長について	処分を取り消した上で、審査請求人が情報相談課に求めた文書と、市市情第 1103 号に対し、市民情報室長に請求した見解について開示されるよう求める。
				条例第 7 条第 2 項第 2 号	市民局市民情報課	個人の氏名、郵便番号及び住所	対象行政文書のうち、開示請求を行った個人の氏名、郵便番号及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。

84	2904	<p>環創地第 211 号、本件非開示決定に至る経緯について・・・と謳い。平成 4 年に 2 項道路に規定する道路であると判定した』という公図上の場所と、公に告示した文書写しの開示。</p> <p>道路局道路調査課送着文書 道道調第 608 号による非開示書中、請求人の地番特定地番 A 地に対し『平成 4 年に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました』と、掌理事項外の案件に対し論じているが、①道路がどこにあるか。②その道路は幅員 4 m 未満であるか。③その道路が都市計画編入以前から存在しているか。</p> <p>④その道路を利用しないと接道がとれない住所が建ち並んでいるか。（最低でも 2 件あるか）建築基準法の判定に基づいた①②③④項、各項に対する文書 1 枚の開示を求めます。</p>	R 元. 12. 9	一部開示	R2. 1. 22	道路審議票白根○ 丁目 91	請求文書の文章を削除し虚言を基に行った非開示決定による処分の取り消しを求める。
				<p>条例第 7 条第 2 項</p> <p>ア 第 2 号</p> <p>イ 第 3 号ア</p>	<p>建築局 建築指導課</p>	<p>ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報</p> <p>イ 建築士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。</p> <p>記載されている土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、非開示とした。</p> <p>設計図書に押印された建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非開示とした。</p>

85	2905	<p>道路局路政課送着文書 道路第 278 号にて請求人の地番特定地番 A 地に対し、『平成 4 年に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました』について、該当する道路が明示された地籍図の開示を求めます。</p> <p>道路局総務課送着文書 道総第 211 号にて請求人の地番特定地番 A 地に対し、『・・・請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。』について、何に対し是正指導されたという文書及びそのことに関し明示された地籍図の開示を求めます。</p> <p>建築指導課 翌日、私たちが 9 時に開始される告別式に出向くため支度で忙しいときに、O 係長が P 職員さんと『謝罪文書を持参した』などと玄関先で騒ぐのでポストに入れておくように話したことがあります。建築局情報相談課が『非開示とする部分の概要』と謳われている文書が有るなら偽造です。建築局所属は事象を捏造し根拠規定を適用する理由などと、マッチポンプによる建築局所属の一人芝居はやめ、情報相談課から平成 20 年 10 月 22 日に審査課・Q 検査係及び R 検査係長が受領し、Q 係員が起案し R 係長ほか承認済みの裁決をされた裁決文書写の開示。</p>	R 元. 12. 9	一部開示	R2. 1. 22	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について	請求文書の文章を削除し虚言を基に行った非開示決定による処分の取り消しを求める。
		<p>条例第 7 条第 2 項第 2 号</p> <p>建築局 建築指導課</p>		<p>個人の氏名、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号</p>	<p>対象行政文書のうち非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから非開示とした。</p>		
86	2906	<p>市民情報室市民情報課が、横浜市長の弁明書 1 (2) 建築基準法の道路種別の判定に係る事務について・・・と縷々弁明されていると言う、2 項道路、即ち、S 建築指導部長様が来宅され、2 項道路ではない。と謝罪されていることと、過去に請求した文書に関する弁明とも整合性がない。地番特定地番 A 地に接する公図上の法道路及び基準法第 2 項道路の開示。</p> <p>道路局旭土木事務所送着文書 旭土第 1109 号にて請求人の地番特定地番 A 地に対し、『しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道</p>	R 元. 12. 9	一部開示	R2. 1. 22	平成 21 年度まち建道第 653 号	請求文書の文章を削除し虚言を基に行った非開示決定による処分の取り消しを求める。
		<p>条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア ウ 第 6 号柱書</p> <p>建築局 建築指導課</p>		<p>ア 個人の氏名、住所、個人を特定する記載及び土地の地番 イ 建築士印の印影 ウ 課税台帳情報</p>	<p>個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。</p> <p>個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な</p>		

		<p>路判定を変更しました。』について、判明した理由及び該当する場所と区域が明示された地籍図と道路判定を変更した論拠文書の開示を求めます。</p> <p>道路局道路調査課送着文書 道道調第 296 号にて請求人の地番特定地番A地に対し、『・・・実施機関は道路判定を変更しました。』について、該当する場所及び変更理由が明示された文書地籍図の開示を求めます。同『・・・請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、・・・』について、誤りを指摘している。該当する場所が明示された地籍図と指摘に対し道路判定を変更した論拠文書の開示を求めます。</p> <p>建築局情報相談課送着文書 建情第 527 号にて請求人の地番特定地番A地に対し、『しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路でないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。』について、該当する場所が明示された公図と道路判定を変更した論拠文書の開示を求めます。</p>					<p>土地登記簿等の情報等と照合することによって、特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、非開示とした。</p> <p>建築士の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報は、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、非開示とした。</p>
--	--	---	--	--	--	--	---

87	2907	環創地第 211 号、本件非開示決定に至る経緯について・・・と謳い。平成 4 年に 2 項道路に規定する道路であると判定した』という公図上の場所と、公に告示した文書写しの開示。	R 元. 12. 9	非開示	R2. 1. 22	環創地第 211 号、本件非開示決定に至る経緯について・・・と謳い。平成 4 年に 2 項道路に規定する道路であると判定した』という公図上の場所と、公に告示した文書写しの開示。	請求文書の文章を削除し虚言を基に行った非開示決定による処分の取り消しを求める。
				条例第 10 条第 2 項	建築局 建築指導課	—	建築指導課では、建築基準法第 42 条第 2 項道路の判定を行ったときに、判定内容を告示することはない。よって、対象行政文書については作成しておらず、保有していないため、非開示とした。
88	2908	環境創造局地籍調査課送着文書 環創地第 211 号書中の非開示決定理由『①平成 4 年に「旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。②其の後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。③しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。④また、土地 A に関しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されま	R 元. 11. 11	一部開示	R2. 1. 23	ア 【旭区総務課】対応記録 イ 【旭区地域振興課】対応記録 ウ 【旭区税務課】対応記録 エ 【旭区旭土木事務所】対応記録 オ 【財政局償却資産課】対応記録 カ 【市民局市民情報課】対応記録 キ (1) 【環境創造局地籍調査課】対応記録 (2) 【建築局情報相談課】	処分を取り消した上で、所管課地籍調査課の環創地第 211 号に対し求めた文書の開示を担当課から開示されるよう求める。

	<p>した。①項、判定時点の2項道路の開示。②是正指導詳細の開示。③変更模様の開示。④境界線があるが・・明示されたという公図の開示。⑤手続きが従前所有者と市との「承諾書」の開示⑩審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成され公図等の文書に誤りがあり、⑪境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。との各項論拠及び公図写しの開示。⑫以上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、⑬審査請求人は平成22年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。⑭平成28年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』との記載に対し、①から⑭項を付定した各項に対し、論拠、経緯等を明示した公図等による開示を求める。</p> <p>環創地第211号による本件非開示決定に至る経緯について・・平成4年に2項道路に規定する道路であると判定した』について、横浜市長は虚言を指摘され謝罪をしている。指摘された文書を更に変造し、原議の写しを開示せずに変造文書を開示し、変造しては更に変造し、本件審査請求人の土地を搾取している文書を開示請求した。請求文書に対し存在、不存在の決定をせずに、(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)と文書変造行為が原因の事象案件が記載されているという(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)の各内容が記載され文書の開示</p>		<p>条例第7条第2項2号</p>	<p>市民局 市民情報課</p>	<p>対応記録 ク 【建築局建築指導課】 対応記録 ケ 【道路局路政課】 対応記録 コ 【道路局道路調査課】 対応記録 サ 【道路局道路調査課】 対応記録 シ 【旭区総務課】 対応記録 ス 【旭区税務課】 対応記録 セ 【旭区旭土木事務所】 対応記録 ソ 【市民局市民情報課】 対応記録 タ (1) 【環境創造局地籍調査課】 対応記録 (2) 【建築局情報相談課】 対応記録 チ 【建築局建築指導課】 対応記録 ツ 【道路局路政課】 対応記録 ア 請求者とのやり取り、詳細及び備考 イ 請求者とのやり取り及び詳細 ウ 特定丁名地番、請求者とのやり</p>	<p>対象行政文書である対応記録には、特定の請求者による実施機関への一連の開示請求等、審査請求及び広聴による請求内容や、実施機関と請求者のやり取りなどが記載されている。対象行政文書のうち、</p>
--	--	--	-------------------	----------------------	---	--

						<p>取り及び詳細</p> <p>エ 個人の氏名、特定丁名地番、特定市道の路線番号及び請求者とのやり取り</p> <p>オ 特定地番及び詳細</p> <p>カ 請求者とのやり取り</p> <p>キ 特定丁名地番及び請求者とのやり取り</p> <p>ク 特定丁名及び請求者とのやり取り</p> <p>ケ 個人の氏名、特定地番、特定市道の路線番号及び請求者とのやり取り</p> <p>コ 特定丁名地番及び特定市道の路線番号</p> <p>サ 特定丁名地番及び特定市道の路線番号</p> <p>シ 請求者とのやり取り、詳細及び備考</p> <p>ス 特定丁名地番、請求者とのやり取り及び詳細</p>	<p>個人の氏名、特定丁名、特定地番、特定市道の路線番号、請求者とのやり取り、詳細及び備考の欄に記載されている情報については、公にすることにより特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することができないとしても、一般に他人には知られたくない性質の文書であると認められるため、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから非開示とした。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

						<p>セ 個人の氏名、特定丁名地番、特定市道の路線番号及び請求者とのやり取り</p> <p>ソ 請求者とのやり取り</p> <p>タ 特定丁名地番及び請求者とのやり取り</p> <p>チ 特定丁名及び請求者とのやり取り</p> <p>ツ 個人の氏名、特定地番、特定市道の路線番号及び請求者とのやり取り</p>	
89	2909	<p>市民情報室 T市民情報室係長は開示の席へ着くなり『請求人が請求した文書は既に請求者へ渡した。』と誤魔化しきれず、請求人に郵送する為に、立案から裁決までの裁決文書の開示</p> <p>送付先 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市市民局市民情報室長 T市民情報室係長は開示の席で『請求人が請求した文書は、既に請求者へ渡した。』と誤魔化しU警備員ほか5名の警備員を呼んだ。誤魔化しきれずに翌々日郵送されたが、郵送するにあたり①「経伺した立案文書の開示。」②「裁決までの決裁文書の開示。」</p>	<p>R 元. 10. 18</p> <p>R 元. 10. 25</p>	非開示	R2. 1. 24	<p>市民情報室 T市民情報室係長は開示の席へ着くなり『請求人が請求した文書は既に請求者へ渡した。』と誤魔化しきれず、請求人に郵送する為に、立案から裁決までの裁決文書の開示</p> <p>送付先 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市市民局市民情報室長 T市民情</p>	<p>非開示決定された処分を取り消した上で、補正等の正当な取扱い規定の手続きを履行された上で請求文書の開示を求める。</p>

						報室係長は開示の席で『請求人が請求した文書は、既に請求者へ渡した。』と誤魔化し、警備員ほか5名の警備員を呼んだ。誤魔化しきれずに翌々日郵送されたが、郵送するにあたり①「経伺した立案文書の開示。」②「裁決までの決裁文書の開示。」	
				条例第6条第1項	市民局 市民情報課	—	令和元年10月7日付開示請求書及び令和元年10月15日付開示請求書の記載は抽象的であり、開示請求に係る行政文書の特定ができなかった。行政文書の特定に当たっては、開示請求書の記載が不十分な場合は、原則、開示請求者に確認するなどして、当該行政文書の件名又は内容について補正を求めるが、行政文書の特定ができないことが明らかであり、補正を求めることが明らかに不要な場合には、補正を求めずに文書不特定による拒否処分を行う。 令和元年10月7日付開示請求及び令和元年10月15日付開示請求（以下、これらを総称して以下「本件開示請求」とい

							<p>う。)において、審査請求人に当該行政文書の件名又は内容について補正を求め、開示請求に係る行政文書を特定した場合に、条例第9条に基づき非開示決定を行うことについて説明する。</p> <p>条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。</p> <p>存否応答拒否の適用に当たっては、「①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「②①で公になる事実、非開示理由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解されている。</p> <p>まず、本件開示請求が上記①</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

							<p>の要件に該当するか否かについて説明する。</p> <p>本件開示請求は市民情報課が特定個人に文書を郵送したことを前提に、郵送する際の決裁文書の開示を求めている。</p> <p>したがって、補正を求め、「請求人」を明らかにしたうえで一部開示決定又は開示決定を行えば、市民情報課が特定個人に文書を郵送したという事実が明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば市民情報課が特定個人に文書を郵送していないことを答えることになる。その結果、市民情報課が特定個人に文書を郵送した事実の有無が明らかになり、特定の者に関する一定の事実の有無が公になることとなる。</p> <p>したがって、上記①の要件に該当する。</p> <p>次に、本件開示請求に係る情報が上記②の要件に該当するか否か、すなわち条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当するか否かについて説明する。</p> <p>条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

							<p>述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。</p> <p>市民情報課が特定個人に文書を郵送した事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>したがって、上記②の要件に該当する。</p> <p>以上から、開示請求書が仮に補正され、開示請求に係る行政文書が特定された場合、本件開示請求は条例第9条に該当し、非開示となる。</p> <p>以上から、本件開示請求は、行政文書の特定をするために補正を求めることが明らかに不要であることから、補正を求めずに文書不特定による拒否処分を行った。</p>
90	2910	建築局所属建築道路・審査両課（現建築指導課）が、請求者の土地の件で取り消し謝罪したと言う公図上の場所の開示。市民情報室市民情報課（市市情第803～811及び1103号）が担当課などと謳い延長すること	R元. 12. 25	一部開示	R2. 1. 27	平成21年度まち建道第653号	審査請求人が文書を特定し開示請求している請求文書を特定した上で適正に開示されることを求める。

		<p>とはダメです。各担当課が既に開示した案件について、開示された担当課に開示請求をしている。従って、令和元年 11 月 8 日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」との理由は明白な嘘です。平成 31 年 4 月 26 日には実施機関が現地を確認しています。安易な延長により、7 月 17 日請求は所在不明で未処分になっている。各請求事案は特定した担当課からの開示を求めます。</p>		<p>条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 3 号ア ウ 第 6 号柱書</p>	<p>建築局 建築指導課</p>	<p>ア 個人の氏名、住所、個人を特定する記載及び土地の地番 イ 建築士印の印影 ウ 課税台帳情報</p>	<p>個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。 個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、非開示とした。 建築士の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非開示とした。 課税台帳情報は、租税の賦課</p>
--	--	---	--	---	-----------------------	---	---

							及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、非開示とした。
91	2911	<p>実施機関所属。路政課長は請求者に「アッ そこだったのか。の地は、登記し5年後経過したから文書は廃棄した」と、横浜市情報公開・個人情報保護審査会にも諮問されているが、登記し廃棄した地番の所在が明示されている公図の開示を求める。</p> <p>実施機関所属。路政課長は請求者に「アッ そこだったのか。」と言われている。「アッ そこだったのか。」と判断に供した該当地番の公図写の開示。</p>	R 元. 11. 14	一部開示	R2. 1. 28	市道白根 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会)	処分を取り消し、実施機関が「アッ、そこだったのか。」と言われている文書を特定し、審査請求人は求めている。速やかに開示されるよう求める。
				条例第 7 条第 2 項第 2 号	道路局 路政課	個人の氏名及び住所	本件対象行政文書のうち、個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。
92	2912	<p>道路局道路調査課課長補佐、係長の 2 名の方に平成 31 年 4 月 26 日「旭区白根特定丁目特定地番 A 私有地と隣家私有地との間に、横浜市の道路が存在しないと現況を確認して頂いてから、開示請求させていただいたところ、実施機関は「道路第 654. 687. 同 687 号 (令和元年 10 月 23. 30. 30 日付) により、「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会)」に記載されているように告示されているのは、審査請求人宅の東側です。</p> <p>したがって、開示請求はしておりません。</p> <p>所有者が新築するために板塀を壊し出来た空地 (私有地) に対し、「道路局が神奈川県から移譲された道路の其の一部だ。登記し 5 年が過ぎたので廃棄したなどと言われている経緯文書写の開示。</p> <p>実施機関所属。路政課長は請求者に「アッ そこだっ</p>	R 元. 11. 18	一部開示	R2. 1. 28	市道白根 164 号線に係る改廃原議一式 (昭和 40 年 5 月市会)	処分を取り消し、実施機関が「アッ、そこだったのか。」と言われている文書を特定し審査請求人は求めている。速やかに開示されるよう求める。
				条例第 7 条第 2 項第 2 号	道路局 路政課	個人の氏名及び住所	本件対象行政文書のうち、個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。

		たのか。」と言われた「アッ そこだったのか。」と判断に供した該当地番の公図写の開示。 実施機関所属。路政課長は請求者に「アッ そこだったのか。の地は、登記し5年後経過したから文書は廃棄した」と、横浜市情報公開・個人情報保護審査会にも諮問されているが、登記し廃棄した地番の所在と開示請求者の土地が明示された公図写の開示。」公図の開示を求める。					
93	2913	実施機関道路局路政課長が横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ「登記した。」「5年がたったから文書は廃棄した。」と諮問し弁明している①公図上に明示された地番特定地番Aと接する場所の開示。②「5年がたったから文書は廃棄した。」との弁明に対し、経過が分かる文書の開示を求めます。	R元. 12. 24	① 一部開示 ② 非開示	R2. 1. 28	① 市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月市会) ② 「5年がたったから文書は廃棄した。」との弁明に対し、経過が分かる文書の開示を求めます。	「当該開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため」との虚言を基に行った非開示決定及び一部開示決定による処分の取り消しを求める。
				① 条例第7条第2項第2号 ② 条例第10条第2項	道路局 路政課	① 個人の氏名及び住所 ② -	① 対象行政文書のうち、個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。 ② 以前から請求人が開示請求を行っている道路「市道白根第164号線」を認定した際、道路としての土地を神奈川県から移譲を受け、横浜市に登記名簿の変更手続を行った際の資料については、既に廃棄されている文書である。そし

							て、廃棄した当時は文書廃棄に伴う報告の決裁を受ける規定がなかったため、当該文書の「廃棄の経緯が記載された文書」は保有していないことから、非開示とした。
94	2914	<p>建築指導課は「道路審議票旭 91」を『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目 91』と改竄し、偽造している行為を指摘され、道路には番地が無いからなどと、番地があるにも関わらず、『道路審議票白根○丁目 91』まで偽造している。各文書に相談年月日及び作成年月日の開示。各文書の起案用紙に添付された記録内容は、事実に反した嘘偽作成した公文書である。黒塗を取り除いた上で(1)実際の作成年月日(2)記録を修正した事実の有無、(3)本記録の作成者の所属、役職(4)記録に「Vさんはセットバックをしいていないが、・・・旨を指導する」と記載されている。Vさんに説明したことを裏付けるもの。(6)更に「過去に建築していたと分かることから市民情報室と協議し非開示とした」にしたことについて(1)から(6)までの根拠文書写の開示。</p> <p>建築指導課は「道路審議票旭 91」文書を「建築局建築道路課が保有する道路審議票白根特定丁目 91 (平成 4 年度)」と改竄し偽造し開示されました。</p> <p>家人に偽造を指摘され「平成 4 年度」部分を文頭「平成 4 年度建築局建築道路課が保有する白根特定丁目 91)」と、記載位置を改竄し偽造し開示した。</p> <p>今度は、請求者に偽造したことを指摘され、「道路審議票白根 NO91」と改竄し偽造し開示された。請求者に、更に改竄と偽造したことを指摘され「道路審議票白根特定丁目 91」と改竄した上で偽造し開示しましたので、JNビルで、家人に叱責されたにも関わらず、「道路審議票白根○丁目 91」と改竄し偽造開示を</p>	R 元. 11. 20	<p>① 一部開示</p> <p>② 非開示</p>	R2. 1. 31	<p>① 道路審議票白根○丁目 91</p> <p>② 建築指導課は「道路審議票旭 91」を『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目 91』と改竄し、偽造している行為を指摘され、道路には番地が無いからなどと、番地があるにも関わらず、『道路審議票白根○丁目 91』まで偽造している。各文書に相談年月日及び作成年月日の開示。各文書の起案用紙に添付された記録内容は、事実に反した嘘偽作成した公文書である。黒塗を取り除いた上で (2)</p>	審査請求人が特定した事案文書を開示されるよう求める。

		<p>繰り返し、常態化されていますので、各道路審議票の審議票作成日及び相談日の相談場所の開示。 建築指導課旭区白根特定丁目特定地番A地に接する『道路審議票白根〇丁目92』文書写の開示。 建築指導課 旭区白根特定丁目特定地番A地に接する『道路審議票旭 92 』文書写の開示。 建築指導課旭区白根特定丁目特定地番A地に接する『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目9 2』文書写の開示 建築指導課 旭区白根特定丁目特定地番A地に接する『道路審議票白根特定丁目92』文書写の開示。</p>				<p>記録を修正した事実の有無、(4)記録に「Vさんはセットバックをしていないが、・・旨指導する」と記載されている。Vさんに説明したことを裏付けるもの。(6)更に「過去に建築していたと分かることから市民情報室と協議し非開示とした」にしたことについて(1)から(6)までの根拠文書写の開示。</p>	
				<p>① 条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第3号ア</p> <p>② 条例第10条第2項</p>	<p>建築局 建築指導課</p>	<p>① ア 個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 イ 建築士印の印影</p> <p>② ー</p>	<p>① ア 個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、非開示とした。 イ 設計図書に押印された建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に</p>

							偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非開示とした。 ② 道路審議票白根○丁目 91 を作成後に修正した事実はなく、他に道路審議票白根○丁目 91 の内容を補足する文書は作成していない。よって作成しておらず、保有していないため、非開示とした。
95	2929	平成 31 年 3 月 27 日) 旭土第 1229. 1271. 2813. 2812. 2811. 1437. 2814. 3243. 3568. 3569 号によると、平成 4 年に建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 2 項に規定する道路となったとあります。『・・・土地先では漠然としています。所在場所、範囲を明示した公図等文書の開示を求めます。・横浜市長は建築基準法第 42 条第 2 項の法施行 (25 年 11 月 23 日) から建築基準法第 42 条第 2 項の道路となっているとの回答があるにも関わらず、平成 4 年に建築基準法第 42 条第 2 項の道路と・・・判定しました。とは矛盾があります。正当文書の開示を求めます。また、第 42 条第 2 項に規定する道路ではなくなった・・・との理由について論拠となった文書の開示を求めます。横浜市長が道路がなく、建築基準法第 42 条第 2 項道路でない時期があったについて、道路の所在地期間、道路となった年月日、再度、建築基準法第 42 条第 2 項道路と判定された年月日の開示を求める。	R 元. 7. 11	一部開示	R3. 2. 26	導水路境界復元について (伺) 218 冊 10 号	本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
				条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号		旭区 旭土木事務所	ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影

96	2930	<p>平成 31 年 3 月 27 日) 旭土第 1229. 1271. 2813. 2812. 2811. 1437. 2814. 3243. 3568. 3569 号によると、平成 4 年に建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 2 項に規定する道路となったとあります。『・・・土地先では漠然としています。所在場所、範囲を明示した公図等文書の開示を求めます。・横浜市長は建築基準法第 42 条第 2 項の法施行 (25 年 11 月 23 日) から建築基準法第 42 条第 2 項の道路となっているとの回答があるにも関わらず、平成 4 年に建築基準法第 42 条第 2 項の道路と・・・判定しました。とは矛盾があります。正当文書の開示を求めます。</p> <p>また、第 42 条第 2 項に規定する道路ではなくなった・・・との理由について論拠となった文書の開示を求めます。</p> <p>横浜市長が道路がなく、建築基準法第 42 条第 2 項道路でない時期があったについて、道路の所在地期間、道路となった年月日、再度、建築基準法第 42 条第 2 項道路と判定された年月日の開示を求める。</p>	R 元. 7. 11	開示	R3. 2. 26	<p>旭区白根特定丁目 特定地番 E の地籍 図 (公図写) 道路台帳区域線図 (旭区白根特定丁 目特定地番 E の一 部) 昭和 40 年 6 月 5 日 横浜市告示第 110 号</p>	<p>本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。</p>
				<p>条例第 10 条 第 1 項</p>	<p>旭区 旭土木事務所</p>	<p>—</p>	<p>審査請求人は、旭区白根特定丁目の地番特定地番 A 南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解される。道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図 (公図) を併せ見ることによって道路の区域が明らかとなるため、その 2 つを特定した。</p> <p>審査請求人は、旭区白根特定丁目の地番特定地番 A 南側の土地について、いつから道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解される。道路の認定を示す文書は昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号であり、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号を見ることによって道路の認定が明らかとなるため、その文書を特定した。</p>

97	2931	<p>道総第 495 号（令和元年 7 月 26 日）付にて『①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、②当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、③平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。また、土地 A に関しては、④昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。⑥審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。以上のことに伴い、⑦土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』と、本件非開示決定に至った経緯と虚偽虚言により弁明をされています。①判定した原議文書写の開示。②・是正指導が行われたとは何時、理由文書写の開示③・当該道路部分の文書写の開示。④・隣接する市道と、理解できる文書写しの開示。⑤従前所有者と市との手続き完了文書写しの開示。⑥隣接する市道分かる文書の開示。⑦ア土地 A 地</p>	R 元. 10. 4	一部開示	R3. 2. 26	道水路境界復元について（伺） 2 1 8 冊 1 0 号	開示請求書に特定し記載した請求全案件文書を請求先から開示されるよう求める。
				<p>条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号</p>	旭区 旭土木事務所	<p>ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であるため、非開示とした。 法人代表者印の印影については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、非開示とした。</p>

		先の開示。イ同道路判定範囲の開示。ウ隣接する市道との境界の開示。					
98	2932	<p>道路第 372 号（令和元年 7 月 14 日）付にて『①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、②当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、③平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。また、土地 A に関しては、④昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市の間で行われ境界標が設置されました。⑥審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。以上のことに伴い、⑦土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』と、本件非開示決定に至った経緯と虚偽虚言により弁明をされています。①判定した原議文書写の開示。②・是正指導が行われたとは何時、理由文書写の開示③・当該道路部分の文書写</p>	R 元. 10. 4	<p>一部開示</p> <p>条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号</p>	R3. 2. 26	<p>道水路境界復元について（伺） 2 1 8 冊 1 0 号</p> <p>ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影</p>	<p>開示請求書に特定し記載した請求全案件文書を請求先から開示されるよう求める。</p> <p>個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であるため、非開示とした。法人代表者印の印影については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、非開示とした。</p>

		の開示。④・隣接する市道と、理解できる文書写しの開示。⑤従前所有者と市との手続き完了文書写しの開示。⑥隣接する市道分かる文書の開示。⑦ア土地A地先の開示。イ同道路判定範囲の開示。ウ隣接する市道との境界の開示。					
99	2933	<p>建築局建築指導課送着文書 建建指第 545 号にて請求人の地番特定地番A地に対し、『平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。』について、該当する場所が明示された地籍図及び協議書、承諾場所が表示図と一帯となった表示図に署名されている承諾書の開示を求めます。</p>	R 元. 11. 8	<p>①一部開示 ②非開示</p>	R3. 2. 26	<p>①道水路境界復元について(伺) 218冊10号</p> <p>②建築局建築指導課送着文書 建建指第 545 号にて請求人の地番特定地番A地に対し、『平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。』について、該当する場所が明示された地籍図及び協議書、承諾場所が表示図と一帯となった表示図に署名されている承諾書の開示を求めます。」のうち「協議書、承諾場所が表示図と一帯となった表示図に署名されている承諾書の開</p>	<p>請求外非担当部署が、請求外文書により、760円請求などを行った一部開示決定及び同様に行った非開示決定の処分は認めない。 審査請求人が特定した事案文書を開示されるよう求める。</p>

						示を求めます。」の部分。	
				① 条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号 ② 条例第 10 条 第 2 項	旭区 旭土木事務所	① ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影 ② -	① 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であるため、非開示とした。 法人代表者印の印影については、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、非開示とした。 ② 「承諾書」については、行政文書管理上も、事務分掌上も作成する必要がなく、存在していないと考えている。
100	2934	建築局建築指導課送着文書 建建指第 545 号にて請求人の地番特定地番 A 地に対し、『平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。』について、該当する場所が明示された地籍図及び協議書、承諾場所が表示図と一体となった表示図に署名されている承諾書の開示を求めます。	R 元. 12. 10	非開示	R3. 2. 26	建築局建築指導課送着文書 建建指第 545 号にて請求人の地番特定地番 A 地に対し、『平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。』について、該当する場所が明示された地籍図及び協議書、承諾場所が表示図と一体となった表示図に署名されている承諾書	「・・・のうち『協議書、承諾場所が表示図と一体となった表示図に署名されている承諾書の開示を求めます。』の部分のみ行った非開示決定及び「当該開示請求に係る行政文書は作成しておらず、存在していないため」と虚言を基に行った非開示決定による処分の取り消しを求める。其の上で、審査請求人が文書を特定し開示請求している請求文書を特定した上で適正な開示が、請求先から行われるよう求める。

						の開示を求めます。」のうち「協議書、承諾場所が表示図と一帯となった表示図に署名されている承諾書の開示を求めます。」の部分。	
				条例第 10 条 第 2 項	旭区 旭土木事務所	—	「承諾書」については、行政文書管理上も、事務分掌上も作成する必要がなく、存在していないと考えている。

別表2 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号	諮問に係る文書番号	諮問書及び弁明書の写し受理日	審査請求人の意見書受理日
	諮問の報告第一部会	諮問の報告第二部会	諮問の報告第三部会
第2837号	平成30年度市市情第571号	平成30年8月29日	
	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
第2838号	平成30年度市市情第572号	平成30年8月29日	
	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
第2839号	平成30年度市市情第573号	平成30年8月29日	
	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
第2840号	平成30年度環創地第275号	平成30年9月11日	平成30年9月14日
	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
第2841号	平成30年度旭土第1229号	平成31年度3月27日	令和元年5月13日
	平成31年4月16日 第326回	平成31年4月26日 第357回	平成31年4月15日 第246回
第2842号	平成30年度旭土第1271号	平成31年度3月27日	令和元年5月13日
	平成31年4月16日 第326回	平成31年4月26日 第357回	平成31年4月15日 第246回
第2843号	平成30年度旭土第1437号	平成31年度3月27日	令和元年5月13日
	平成31年4月16日 第326回	平成31年4月26日 第357回	平成31年4月15日 第246回
第2844号	平成30年度旭土第2811号	平成31年度3月27日	令和元年5月13日
	平成31年4月16日 第326回	平成31年4月26日 第357回	平成31年4月15日 第246回
第2845号	平成30年度旭土第2812号	平成31年度3月27日	令和元年5月13日
	平成31年4月16日 第326回	平成31年4月26日 第357回	平成31年4月15日 第246回

第2846号	平成30年度旭土第2813号	平成31年度 3月27日	令和元年 5月13日
	平成31年 4月16日 第326回	平成31年 4月26日 第357回	平成31年 4月15日 第246回
第2847号	平成30年度旭土第2814号	平成31年度 3月27日	令和元年 5月13日
	平成31年 4月16日 第326回	平成31年 4月26日 第357回	平成31年 4月15日 第246回
第2848号	平成30年度旭土第3243号	平成31年 3月27日	令和元年 5月13日
	平成31年 4月16日 第326回	平成31年 4月26日 第357回	平成31年 4月15日 第246回
第2849号	平成30年度旭土第3568号	平成31年 3月27日	令和元年 5月13日
	平成31年 4月16日 第326回	平成31年 4月26日 第357回	平成31年 4月15日 第246回
第2850号	平成30年度旭土第3569号	平成31年 3月27日	令和元年 5月13日
	平成31年 4月16日 第326回	平成31年 4月26日 第357回	平成31年 4月15日 第246回
第2851号	令和元年度建建指第876号	令和元年度 8月19日	令和元年 8月27日
	令和元年 9月24日 第331回	令和元年 9月27日 第366回	令和元年 9月19日 第251回
第2852号	令和元年度建建指第877号	令和元年度 8月19日	令和元年 8月27日
	令和元年 9月24日 第331回	令和元年 9月27日 第366回	令和元年 9月19日 第251回
第2853号	令和元年度環創地第229号	令和元年 9月19日	令和元年 9月24日
	令和元年10月29日 第332回	令和元年10月25日 第368回	令和元年10月17日 第252回
第2854号	令和元年度建情第967号	令和元年 9月25日	令和元年 9月30日
	令和元年10月29日 第332回	令和元年10月25日 第368回	令和元年10月17日 第252回
第2855号	令和元年度建建指第1192号	令和元年10月 9日	令和元年10月15日
	令和元年12月 3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回

第2856号	令和元年度建指第1192号	令和元年10月9日	令和元年10月15日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
第2857号	令和元年度市市情第989号	令和元年11月5日	令和元年11月28日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2858号	令和元年度市市情第989号	令和元年11月5日	令和元年11月28日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2859号	令和元年度市市情第989号	令和元年11月5日	令和元年11月28日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2860号	令和元年度市市情第989号	令和元年11月5日	令和元年11月28日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2861号	令和元年度市市情第989号	令和元年11月5日	令和元年11月28日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2862号	令和元年度市市情第989号	令和元年11月5日	令和元年11月28日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2863号	令和元年度市市情第989号	令和元年11月5日	令和元年11月28日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2864号	令和元年度市市情第989号	令和元年11月5日	令和元年11月28日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2865号	令和元年度市市情第989号	令和元年11月5日	令和元年11月28日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回

第2866号	令和元年度建指第1450号	令和元年11月6日	令和元年11月18日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2867号	令和元年度建情第1274号	令和元年11月14日	令和元年12月3日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2868号	令和元年度建情第1275号	令和元年11月14日	令和元年12月3日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2869号	令和元年度建指第1529号	令和元年11月20日	令和元年12月6日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2870号	令和元年度建指第1529号	令和元年11月20日	令和元年12月6日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2871号	令和元年度建指第1529号	令和元年11月20日	令和元年12月6日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2872号	令和元年度建指第1530号	令和元年11月20日	令和元年12月6日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2873号	令和元年度建指第1530号	令和元年11月20日	令和元年12月6日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2874号	令和元年度建指第1530号	令和元年11月20日	令和元年12月6日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2875号	令和元年度建指第1531号	令和元年11月20日	令和元年12月6日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回

第2876号	令和元年度建指第1531号	令和元年11月20日	令和元年12月6日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2877号	令和元年度建指第1531号	令和元年11月20日	令和元年12月6日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2878号	令和元年度建情第1335号	令和元年11月21日	令和元年12月3日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2879号	令和元年度建情第1336号	令和元年11月21日	令和元年12月3日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2880号	令和元年度建情第1337号	令和元年11月21日	令和元年12月3日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2881号	令和元年度環創地第347号	令和元年11月22日	令和元年12月6日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2882号	令和元年度道道調第846号	令和元年11月28日	令和元年12月25日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
第2883号	令和元年度道路第810号	令和元年12月2日	令和元年12月20日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2884号	令和元年度道路第812号	令和元年12月2日	令和元年12月20日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2885号	令和元年度道路第816号	令和元年12月2日	令和元年12月20日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回

第2886号	令和元年度建指第1648号	令和元年12月3日	令和2年1月6日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2887号	令和元年度建指第1634号	令和元年12月5日	令和2年1月6日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2888号	令和元年度建指第1634号	令和元年12月5日	令和2年1月6日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2889号	令和元年度建指第1635号	令和元年12月5日	令和2年1月6日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2890号	令和元年度建情第1445号	令和元年12月6日	令和元年12月11日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2891号	令和元年度建情第1446号	令和元年12月6日	令和元年12月11日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2892号	令和元年度建情第1447号	令和元年12月6日	令和元年12月11日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2893号	令和元年度建情第1448号	令和元年12月6日	令和元年12月11日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2894号	令和元年度建情第1478号	令和元年12月9日	令和元年12月11日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2895号	令和元年度建情第1534号	令和元年12月18日	令和元年12月20日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回

第2896号	令和元年度建情第1541号	令和元年12月19日	令和元年12月23日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2897号	令和元年度環創地第395号	令和元年12月25日	令和元年12月27日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2898号	令和元年度環創地第404号	令和元年12月26日	令和2年1月6日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2899号	令和元年度環創地第405号	令和元年12月26日	令和2年1月6日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
第2900号	令和元年度建情第1603号	令和2年1月8日	令和2年1月14日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2901号	令和元年度建情第1674号	令和2年1月17日	令和2年2月3日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2902号	令和元年度建情第1676号	令和2年1月17日	令和2年2月3日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2903号	令和元年度市市情第1369号	令和2年1月17日	令和2年1月31日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2904号	令和元年度建建指第1930号	令和2年1月22日	令和2年2月21日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2905号	令和元年度建建指第1931号	令和2年1月22日	令和2年2月21日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回

第2906号	令和元年度建建指第1932号	令和2年1月22日	令和2年2月21日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2907号	令和元年度建建指第1933号	令和2年1月22日	令和2年2月21日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2908号	令和元年度市市情第1403号	令和2年1月23日	令和2年2月17日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2909号	令和元年度市市情第1432号	令和2年1月24日	令和2年2月10日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2910号	令和元年度建建指第1964号	令和2年1月27日	令和2年2月25日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2911号	令和元年度道路第933号	令和2年1月28日	令和2年2月25日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2912号	令和元年度道路第944号	令和2年1月28日	令和2年2月25日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2913号	令和元年度道路第975号	令和2年1月28日	令和2年2月17日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2914号	令和元年度建建指第1940号	令和2年1月31日	令和2年2月25日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
第2915号	令和元年度市市情第1538号	令和2年2月13日	令和2年3月16日
	令和2年3月24日 第337回	令和2年3月27日 第377回	令和2年3月17日 第257回

第2916号	令和元年度市市情第1539号	令和2年2月13日	令和2年3月11日
	令和2年3月24日 第337回	令和2年3月27日 第377回	令和2年3月17日 第257回
第2917号	令和元年度道路第1084号	令和2年2月18日	令和2年2月28日
	令和2年3月24日 第337回	令和2年3月27日 第377回	令和2年3月17日 第257回
第2918号	令和元年度環創地第487号	令和2年2月18日	令和2年3月18日
	令和2年3月24日 第337回	令和2年3月27日 第377回	令和2年3月17日 第257回
第2919号	令和元年度建情第1863号	令和2年2月18日	令和2年3月6日
	令和2年3月24日 第337回	令和2年3月27日 第377回	令和2年3月17日 第257回
第2920号	令和元年度建建指第2181号	令和2年2月27日	令和2年3月3日
	令和2年3月24日 第337回	令和2年3月27日 第377回	令和2年3月17日 第257回
第2921号	令和元年度建建指第2160号	令和2年2月27日	令和2年3月3日
	令和2年3月24日 第337回	令和2年3月27日 第377回	令和2年3月17日 第257回
第2922号	令和元年度市市情第1786号	令和2年3月31日	令和2年4月30日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年7月16日 第259回
第2923号	令和元年度建情第2231号	令和2年4月3日	令和2年4月21日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年7月16日 第259回
第2924号	令和元年度環創地第539号	令和2年4月8日	令和2年4月15日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年7月16日 第259回
第2925号	令和2年度市市情第20号	令和2年4月14日	令和2年5月7日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年7月16日 第259回

第2926号	令和元年度建指第2465号	令和2年4月17日	令和2年5月8日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年7月16日 第259回
第2927号	令和2年度建指第37号	令和2年4月24日	令和2年5月7日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年7月16日 第259回
第2928号	令和2年度環創地第26号	令和2年4月27日	令和2年5月18日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年7月16日 第259回
第2929号	令和2年度旭土第40001号	令和3年2月26日	令和3年3月3日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
第2930号	令和2年度旭土第40002号	令和3年2月26日	令和3年3月3日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
第2931号	令和2年度旭土第40003号	令和3年2月26日	令和3年3月3日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
第2932号	令和2年度旭土第40004号	令和3年2月26日	令和3年3月3日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
第2933号	令和2年度旭土第40005号	令和3年2月26日	令和3年3月3日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
第2934号	令和2年度旭土第40006号	令和3年2月26日	令和3年3月3日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
第2935号	令和2年度旭土第40007号	令和3年2月26日	令和3年3月3日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

第2936号	令和2年度旭土第12号	令和3年2月26日	令和3年3月3日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 2 月 2 4 日 (第60回制度運用調査部会)	・ 審 議